

第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画

(案)



SDGs 未来都市 三重県志摩市

は じ め に

少子高齢化が進行する中、就労形態の変化や女性の社会進出、幼児教育・保育の無償化などにより、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、「子どもの最善の利益」が確保され、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされ、平成 27 年 4 月に始まった「子ども・子育て支援新制度」のもと本市においても平成 27 年度から 5 か年を一期とした「志摩市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「志摩市子ども・子育て支援事業計画」では、「地域のふれあいが子どもを元気に、親も安心できるまちづくり」という基本理念を市民の皆様と共有しながら、地域とともに子どもの育ちと子育てを支援してまいりました。平成 31 年 4 月には「子どもの育ちに関すること」、「子どもの教育に関すること」の 2 つの事業を多角的にとらえ、先進的で総合的な取組みを進める教育の中核機関として「志摩市総合教育センター」を開設したほか、10 月に開始された幼児教育・保育の無償化に合わせ、本市独自の施策として幼稚園・保育所における給食費の無償化を実現するなど、子どもの最善の利益を確保し、親も安心して子育てできる環境づくりを進めてまいりました。

また、本市は平成 30 年 6 月、SDGs の達成を通して地域の活性化を図る「SDGs 未来都市」に選定され、持続可能なまちづくりのため、健康と福祉を促進し、公正で質の高い教育を平等に受けることができるよう市民の皆様と目標を共有しながら取り組んでいくこととしています。

こうした中、これまで推進してきた子育て支援施策をさらに総合的・計画的に推し進めるため、「第 2 期志摩市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では「地域がともに支え合い、いつまでも親と子が安心できるまちづくり」を基本理念とし、これまで以上に地域とともに子どもの育ちと子育てを支える施策を推進することとしています。今後とも、本計画の着実な推進をはかってまいりますので、市民の皆様、関係機関・団体の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、「第 2 期志摩市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート」にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました「志摩市子ども・子育て会議」委員の皆様、ご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

志摩市長 竹 内 千 尋

目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の概要.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画策定の時期及び計画期間.....	2
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第2章 志摩市の子ども・子育てに関する現状と課題.....	4
1 人口、児童数に関する現状と動向.....	4
2 志摩市の世帯に関する状況.....	9
3 保育・教育施設の利用状況.....	10
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	15
5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向.....	17
6 子ども・子育て環境を取り巻く課題.....	48
第3章 計画の基本的な考え方.....	51
1 第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画の目標と施策.....	51
2 基本理念.....	52
3 基本目標と分野別施策の展開.....	53
4 子ども・子育て支援の意義.....	62
第4章 子ども・子育て支援サービスの見込み量.....	63
1 教育・保育提供区域の設定.....	63
2 教育・保育提供体制の確保.....	64
第5章 計画の推進にあたって.....	71
1 新・放課後子ども総合プラン行動計画.....	71
2 教育・保育施設の一体的提供の推進.....	72
3 教育・保育の質の向上へ向けた取組み.....	72
4 子ども環境を取り巻く国際化への対応.....	72
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	73
6 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組み.....	73
第6章 計画の進行管理.....	74
1 計画の推進体制.....	74
2 計画の点検・評価・改善.....	74
資料編.....	75

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

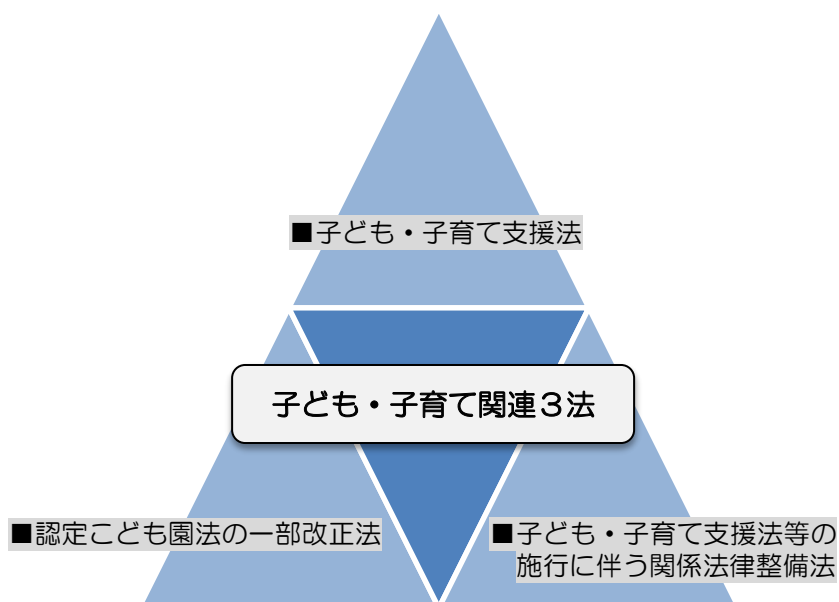
1 計画策定の概要

現在、我が国ではますます少子高齢化が進み、働き方改革の推進や令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子ども・子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されました。

「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の質的・量的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになり、本市においても、全ての子ども・子育て家庭に良質な育成環境を保障し、「地域のふれあいが子どもを元気に、親も安心できるまちづくり」を目指し、平成27年3月に「第1期志摩市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定しました。

女性の社会進出や教育・保育の無償化に伴う低年齢時からの保育需要の高まり、世帯規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を持つ保護者の増加、子どもの減少や施設の老朽化等を踏まえた施設の統廃合や定員の見直しなど、子育てをめぐる環境の変化に対応していくとともに、教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を目的とし、「第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



2 計画の性格

「第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、本市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

また、本計画は、子ども・子育て支援法等の関連の法律、本市の総合計画やその他の関連計画、関連分野との調和を可能な限り図りながら策定します。

3 計画策定の時期及び計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題等を踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
本計画						
次期計画			中間見直し		見直し	

4 計画の対象

基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭に加え、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「志摩市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

会議は、市における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

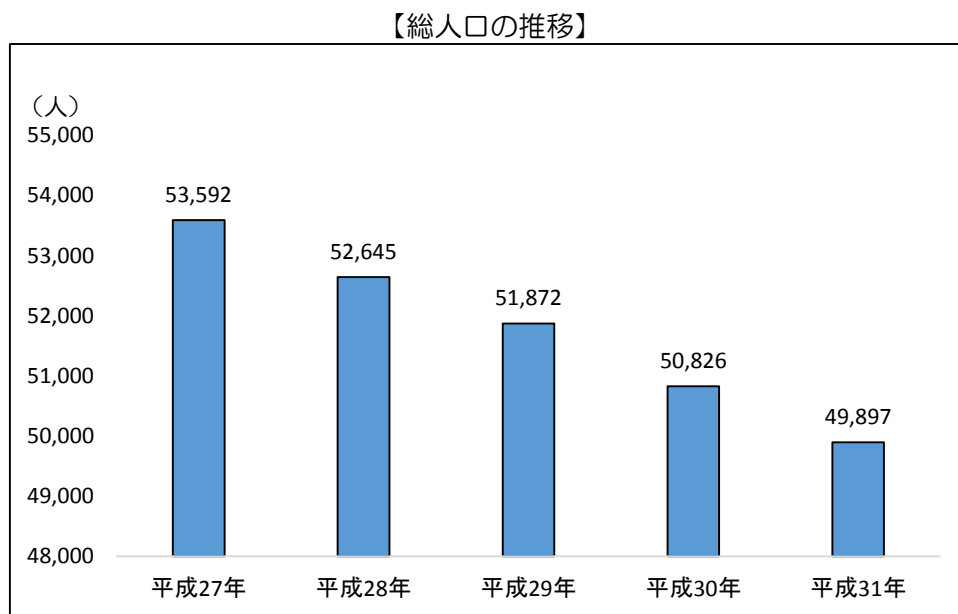
また、第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査アンケートの実施と、計画に関する気づきや意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施します。

第2章 志摩市子ども・子育てに関する現状と課題

1 人口、児童数に関する現状と動向

(1) 人口の推移

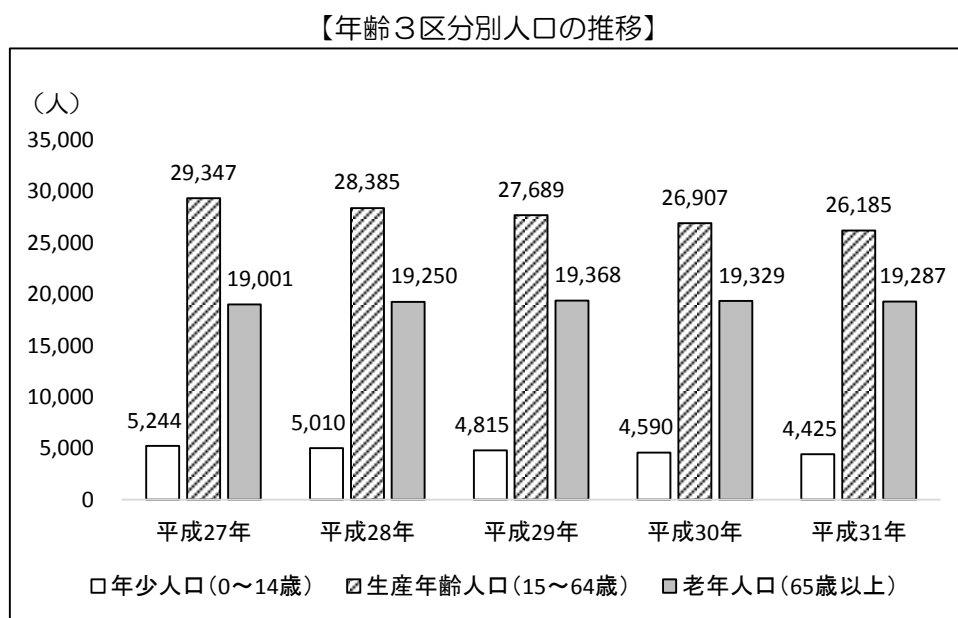
本市の総人口は、年々減少してきており、平成31年には平成27年と比べ6.9%減少の49,897人となっています。（各年4月1日現在）



（資料：住民基本台帳）

（２）年齢３区分別人口の推移

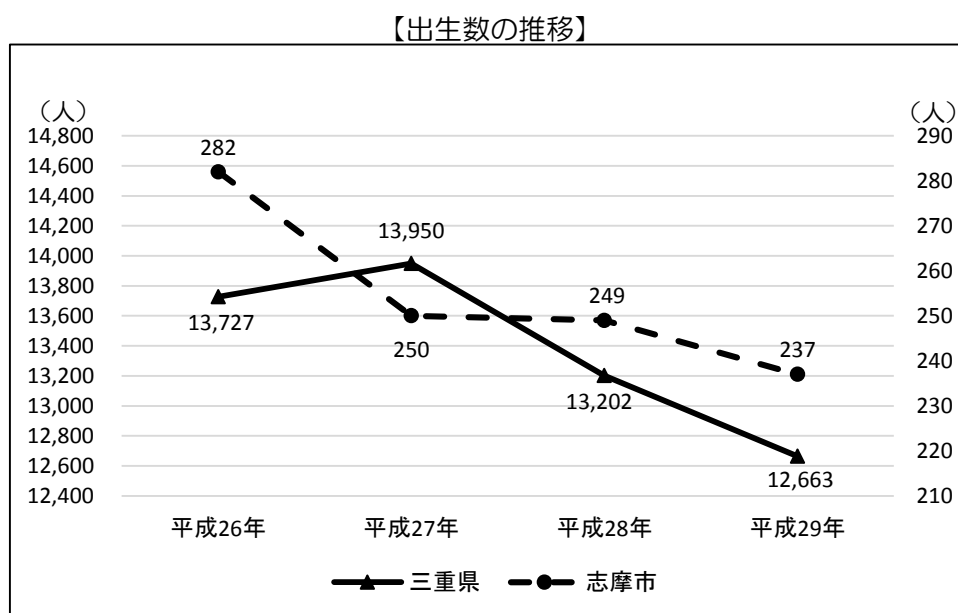
人口を年少人口（０～１４歳）、生産年齢人口（１５～６４歳）、老年人口（６５歳以上）の３区分別で見てみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、一方で老年人口は横ばい傾向となっています。（各年４月１日現在）



（資料：住民基本台帳）

（３）出生数の推移

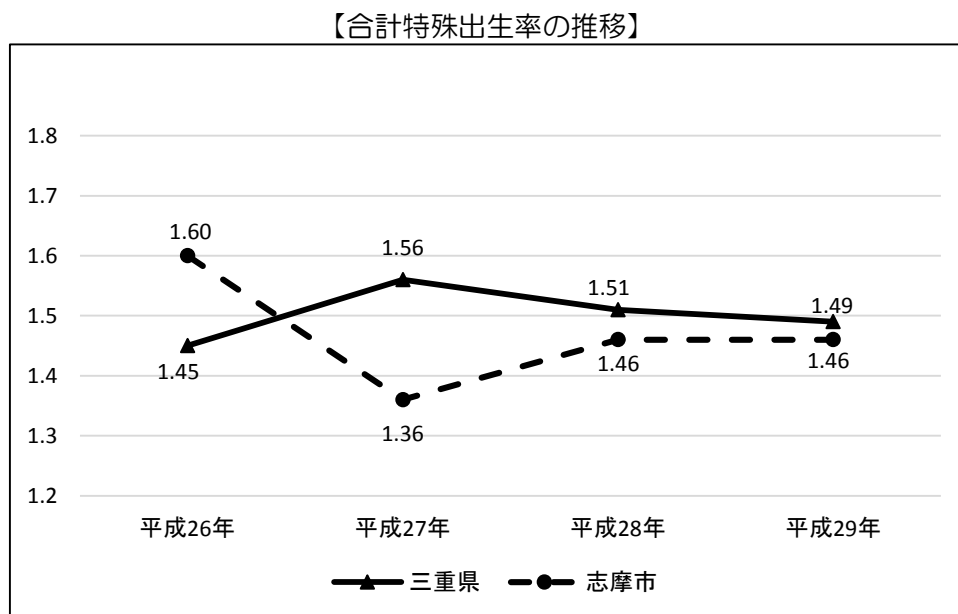
三重県、志摩市の出生数は、ともに減少傾向で推移しており、出生数の推移からも少子化の傾向が進んでいることがみてとれます。



（資料：厚生労働省「人口動態調査」）

（４）合計特殊出生率の推移

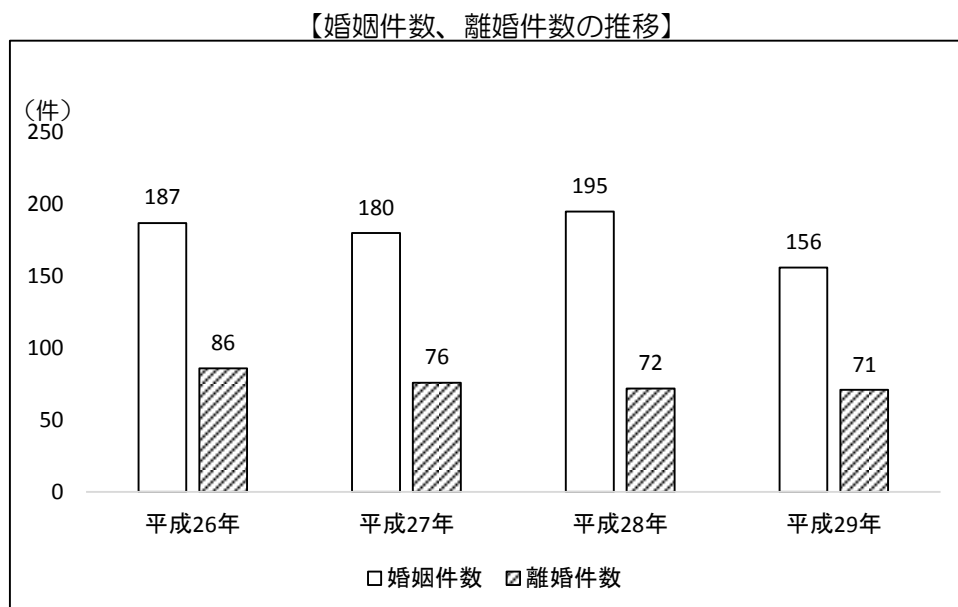
本市の合計特殊出生率は、平成 29 年に 1.46 となっており、県平均をやや下回っていますが、平成 27 年の 1.36 からは上昇しています。



（資料：衛生統計年報）

（５）婚姻件数、離婚件数の推移

本市の近年の婚姻件数は、190 件前後で推移していましたが、平成 29 年には 156 件と減少しています。また、離婚件数は減少傾向にあり、平成 29 年は 71 件となっています。



（資料：厚生労働省「人口動態調査」）

（６）児童数の推移

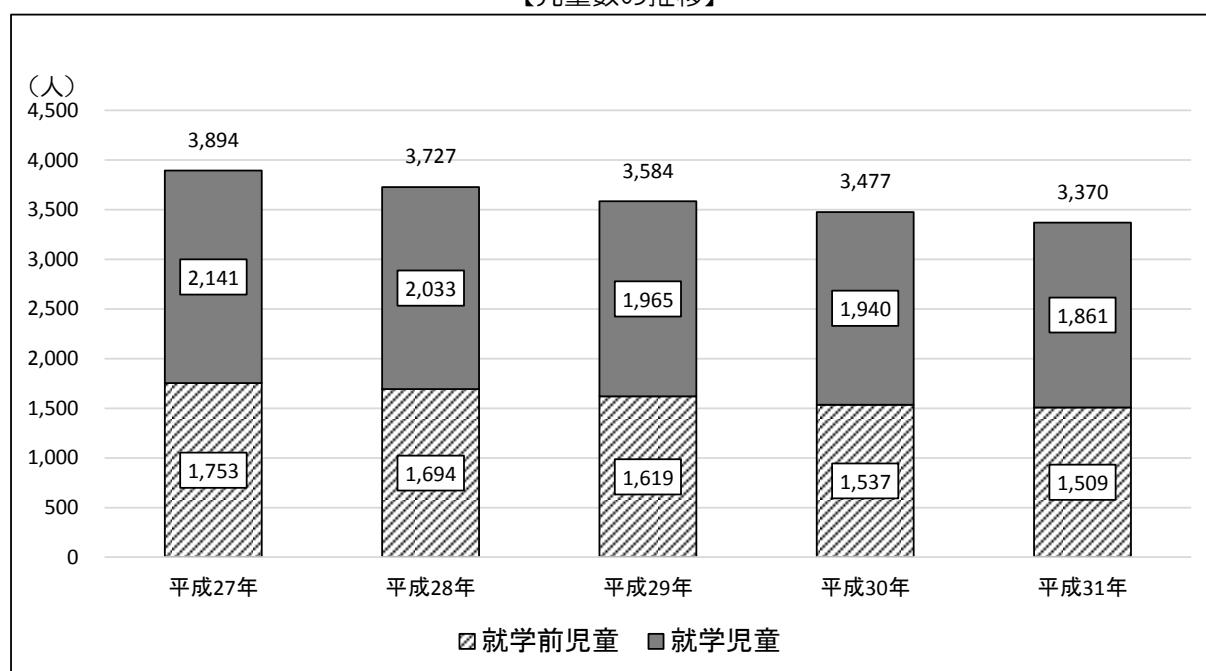
就学前児童数は減少傾向となっており、平成 31 年には平成 27 年と比べ、13.9%の減少となっています。就学児童数も年々減少しており、平成 31 年には平成 27 年と比べ、13.1%の減少となっています。（各年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	278	249	240	218	205
1 歳	285	280	259	248	225
2 歳	253	291	281	257	252
3 歳	310	251	290	277	256
4 歳	325	301	248	292	281
5 歳	302	322	301	245	290
小計	1,753	1,694	1,619	1,537	1,509
6 歳	336	301	320	297	248
7 歳	345	336	303	320	300
8 歳	343	344	336	301	325
9 歳	323	339	349	336	301
10 歳	393	320	338	346	341
11 歳	401	393	319	340	346
小計	2,141	2,033	1,965	1,940	1,861
合計	3,894	3,727	3,584	3,477	3,370

（資料：住民基本台帳）

【児童数の推移】



(7) 児童人口の推計

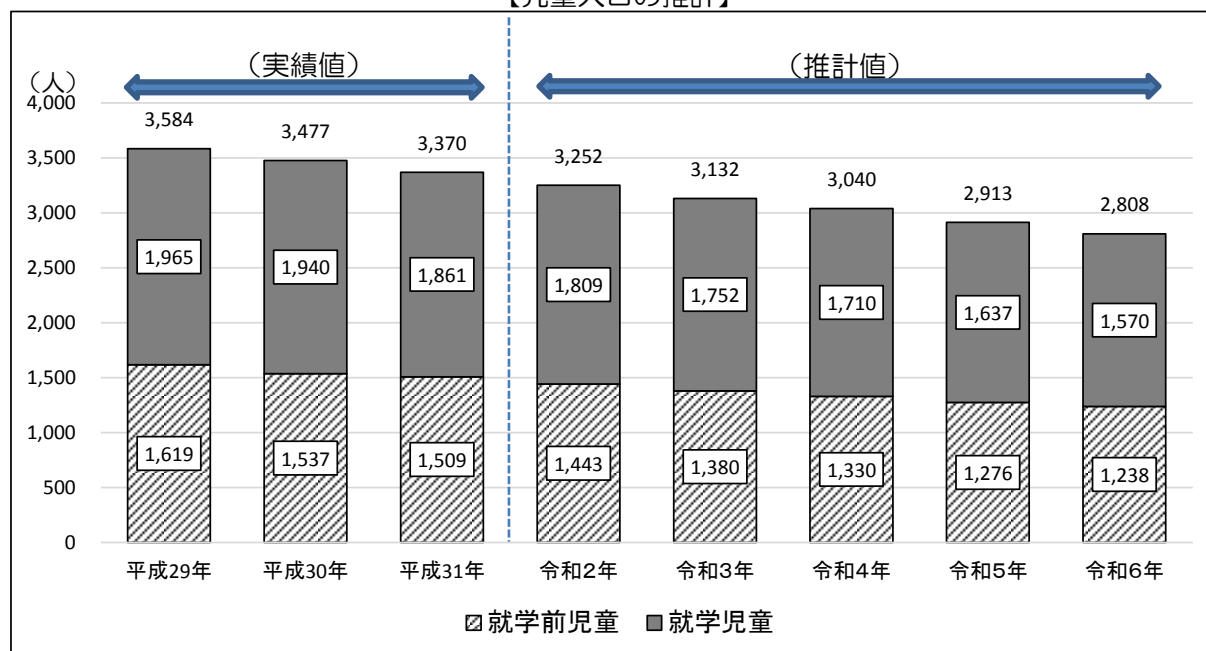
男女別1歳ごとの児童人口（住民基本台帳）に基づいて、令和2年から令和6年の計画年の児童人口をコーホート変化率法により推計しました。

その結果によると、就学前人口、就学児童人口ともに減少していくことが予測されます。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	214	207	197	191	183
1歳	211	220	213	202	196
2歳	228	214	222	215	204
3歳	252	228	214	222	215
4歳	257	254	230	216	224
5歳	281	257	254	230	216
小計	1,443	1,380	1,330	1,276	1,238
6歳	290	282	256	253	230
7歳	250	292	284	257	255
8歳	300	249	292	283	257
9歳	326	301	250	293	285
10歳	302	327	302	250	294
11歳	341	301	326	301	249
小計	1,809	1,752	1,710	1,637	1,570
合計	3,252	3,132	3,040	2,913	2,808

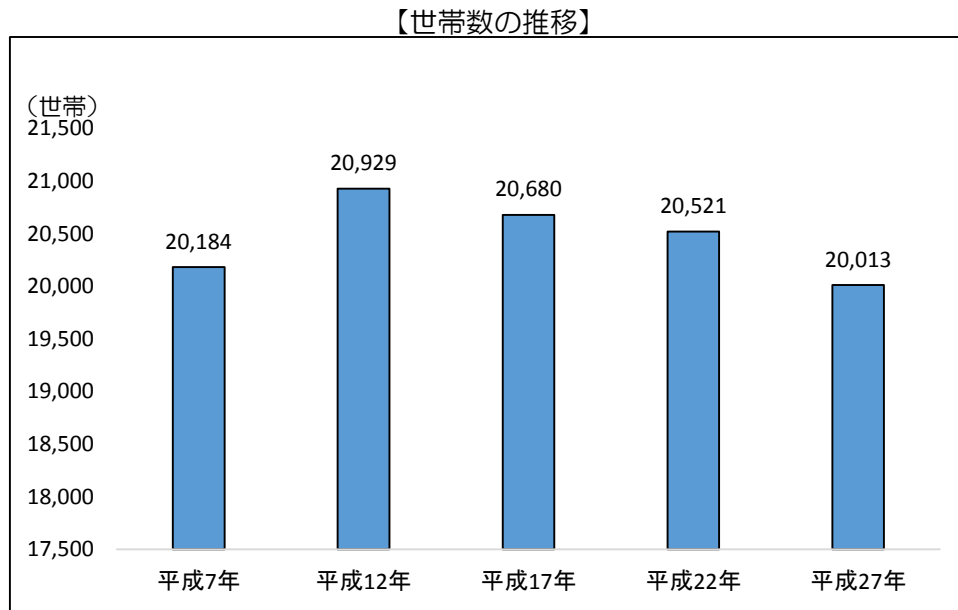
【児童人口の推計】



2 志摩市の世帯に関する状況

(1) 世帯数の推移

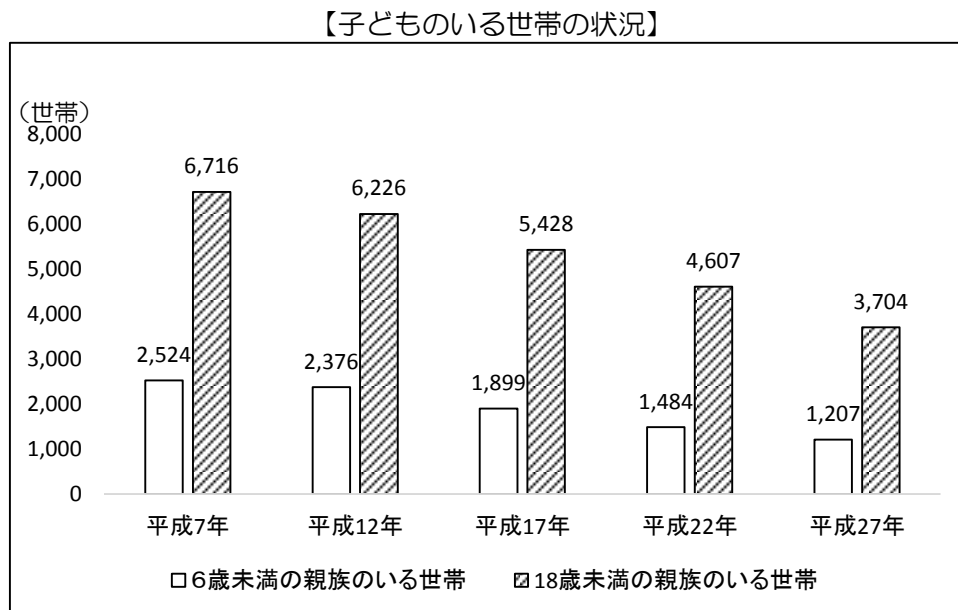
本市の一般世帯数は、平成 12 年の 20,929 世帯をピークに減少傾向にあり、平成 27 年には、20,013 世帯となっています。



(資料：国勢調査)

(2) 子どものいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数は、ともに年々減少しています。平成7年と比べ平成27年には、6歳未満の子どものいる世帯は52.2%の減少、18歳未満の子どものいる世帯数は44.8%の減少となっています。



(資料：国勢調査)

3 保育・教育施設の利用状況

(1) 保育の利用状況

本市には保育所が 13 施設あり、令和元年5月1日現在は、748 人の児童が保育所へ通っています。志摩市の保育所全体として見ると、入所率は 64.8%となっており、定員数に余裕のある運営状況となっています。

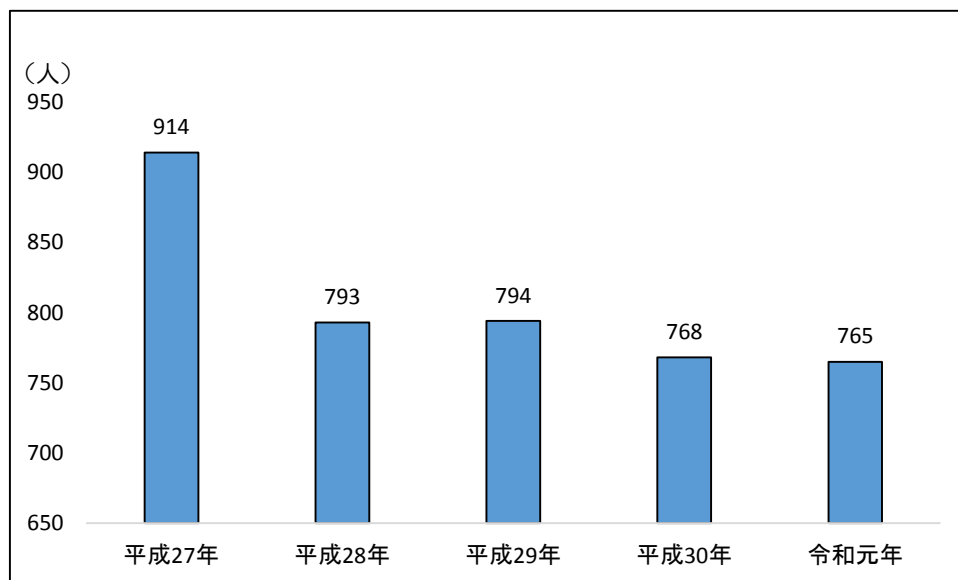
施設名	定員数（人）	入園児数（人）	入所率（％）
浜島保育所	75	22	29.3%
大王保育所	80	50	62.5%
志摩保育所	140	60	42.9%
鵜方保育所	135	103	76.3%
立神保育所	70	50	71.4%
志島保育所	45	26	57.8%
安乗保育所	80	31	38.8%
磯部保育所	60	41	68.3%
ひのでが丘保育所	60	26	43.3%
ひまわり保育所	120	63	52.5%
私立しまの杜保育園	80	79	98.8%
私立えがお志摩保育園	90	82	91.1%
私立第二しまの杜保育園	120	115	95.8%
合計	1,155	748	64.8%

（資料：こども家庭課）

（２）保育所の利用者数の推移

保育所の利用者数は減少傾向にあり、令和元年には 765 人となっています。（各年 6 月 1 日現在）

【保育所の利用者数の推移】



（資料：こども家庭課）

保育所利用者の年齢構成は下表のようになっています。

（単位：人）

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
公立及び私立 の認可保育所	0 歳	28	22	22	28	34
	1 歳	148	130	140	124	125
	2 歳	193	227	214	202	193
	3 歳	279	220	259	244	228
	4 歳	137	94	73	100	86
	5 歳	129	100	86	70	99
	計	914	793	794	768	765

（資料：こども家庭課）

（３）障がい児保育の状況

集団保育が可能で心身に障がいのある児童を、保育所生活を通して、発達促進と生活習慣の自立を支援するとともに、障がい児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。（各年４月１日現在）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
加配保育士を必要とする児童数（人）	18	21	16	16	23
加配保育士数（人）	12	14	9	11	15

（資料：こども家庭課）

（４）幼稚園の利用状況

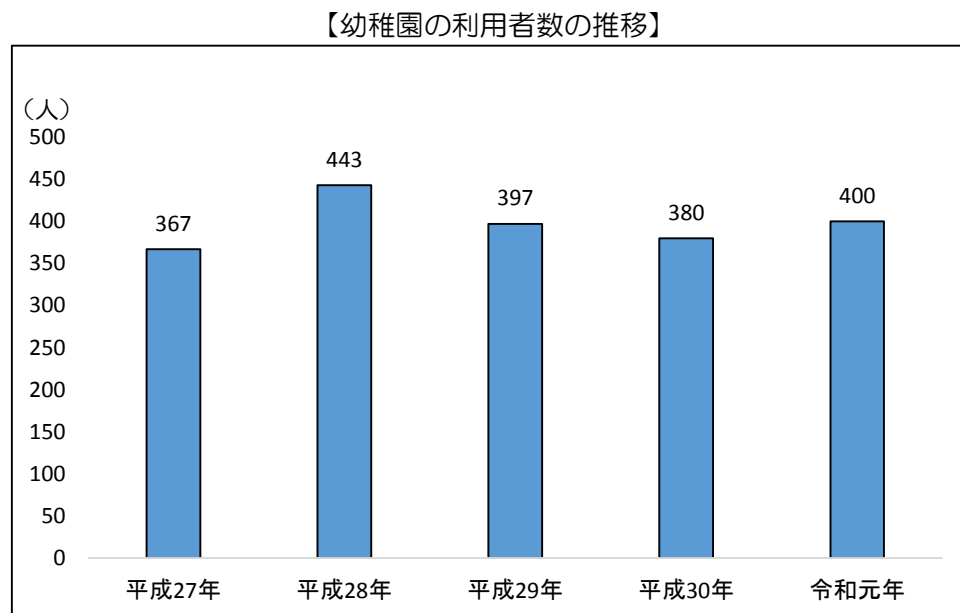
本市には幼稚園は７施設があり、令和元年５月１日現在は、４００人の児童が幼稚園へ通っています。私立しまの杜神明幼稚園の入所率が１００．０％となっているものの、幼稚園全体の入所率は４９．４％となっており、定員数に十分余裕のある運営状況となっています。

施設名	定員数（人）	入園児数（人）	入所率（％）
浜島幼稚園	120	22	18.3
大王幼稚園	60	47	78.3
志摩幼稚園	120	62	51.7
和具幼稚園	120	7	5.8
鵜方幼稚園	260	150	57.7
磯部幼稚園	60	42	70.0
私立しまの杜神明幼稚園	70	70	100.0
合計	810	400	49.4

（資料：こども家庭課）

(5) 幼稚園の利用者数の推移

近年の幼稚園利用者数は横ばい傾向で推移しており、令和元年には 400 人となっています。(各年 6 月 1 日現在)



(資料：こども家庭課)

幼稚園利用者の年齢構成は下表のようになっています。

(単位：人)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
幼稚園 (各年 6 月 1 日現在)	3 歳	4	19	13	20	20
	4 歳	189	204	172	186	194
	5 歳	174	220	212	174	186
	計	367	443	397	380	400

(資料：こども家庭課)

(6) 幼稚園における障がい児保育の状況

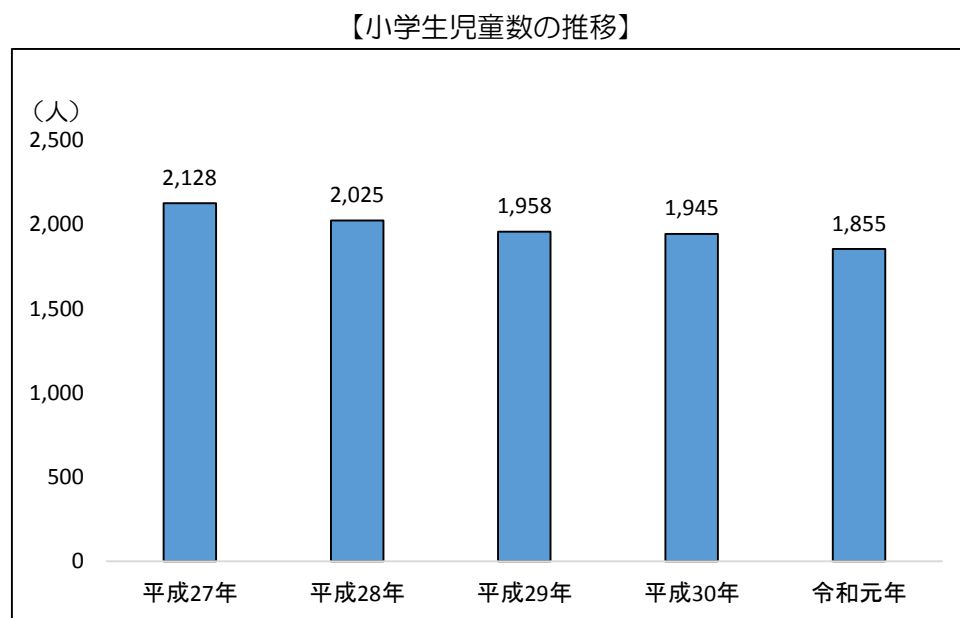
集団生活を送る上で、介助が必要と認められた、心身に障がいがある園児に介助員を配置し、園児が安全・安心に集団生活を送れるよう支援しています。平成 31 年度の介助員を必要とする園児数は 11 人となっています。(各年 4 月 1 日現在)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
介助員を必要とする 園児数(人)	26	23	19	10	11
介助員数(人)	11	9	9	7	6

(資料：こども家庭課)

(7) 小学生児童数の推移

小学生児童数は減少傾向で推移しています。令和元年の児童数は、平成 27 年と比べ 12.8%減少しています。(各年5月1日現在)



(資料：こども家庭課)

小学校の児童構成は下表のようになっています。(各年5月1日現在) (単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
1 年	333	301	319	298	247
2 年	346	334	303	325	302
3 年	339	343	333	300	324
4 年	321	338	349	335	301
5 年	389	319	337	346	336
6 年	400	390	317	341	345
特別支援教室児童数	19	19	18	15	16
計	2,128	2,025	1,958	1,945	1,855

(資料：こども家庭課)

4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

1. 延長保育事業
2. 子育て短期支援事業
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
4. 地域子育て支援拠点事業
5. 一時預かり事業
6. 病児・病後児保育事業
7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
8. 利用者支援事業
9. 妊婦健康診査
10. 乳児家庭全戸訪問事業
11. 養育支援訪問事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本市の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

市として現在実施していない事業、また新規事業に関しては、今後の市の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①延長保育事業	実人数	11 人	10 人	9 人	6 人
②子育て短期支援事業	延べ利用者数	8 人	0 人	0 人	16 人
③放課後児童健全育成事業	実人数	200 人	223 人	250 人	275 人
④地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	1,055 人	902 人	1,104 人	1,018 人
⑤一時預かり事業	延べ利用者数 幼稚園型 幼稚園型以外	42,705 人 516 人	47,970 人 456 人	46,995 人 528 人	40,365 人 396 人
⑥病児・病後児保育事業	延べ利用者数	468 人	408 人	276 人	324 人
⑦子育て援助活動支援事業	延べ利用者数	70 人	50 人	35 人	23 人
⑧利用者支援事業	か所数	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所
⑨妊婦健康診査	実人数	-	286 人	234 人	248 人
⑩乳児家庭全戸訪問事業	延べ利用件数	-	244 件	240 件	237 件
⑪養育支援訪問事業	延べ利用件数	-	-	-	-

5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向

■アンケート調査結果から見る子ども・子育てに関する現状と意向

アンケート調査の目的について

「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握するために、「志摩市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査設計

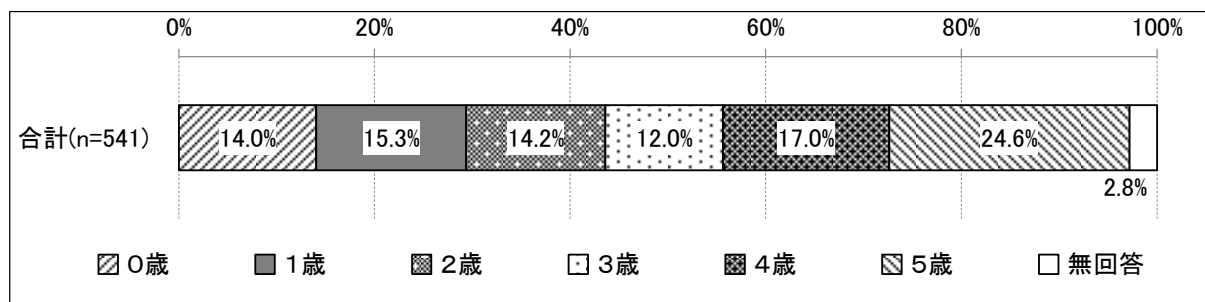
- (1) 調査地域 志摩市内
- (2) 調査対象 就学前児童調査 市内に在住の未就学児童の保護者 1,000 人
 小学生児童調査 市内に在住の小学生の保護者 1,000 人
- (3) 回収数 就学前児童調査 541 人（回収率 54.1%）
 小学生児童調査 436 人（回収率 43.6%）
- (4) 調査方法 郵送による配布・回収
- (5) 調査時期 平成 31 年 1 月
- (6) グラフの表記に (n) が出てきますが該当する質問に対しての回答者数のことです。
- (7) グラフの選択肢については、表記のため、文字を省略している場合があります。

【就学前児童調査】

（１）子どもとご家族の状況

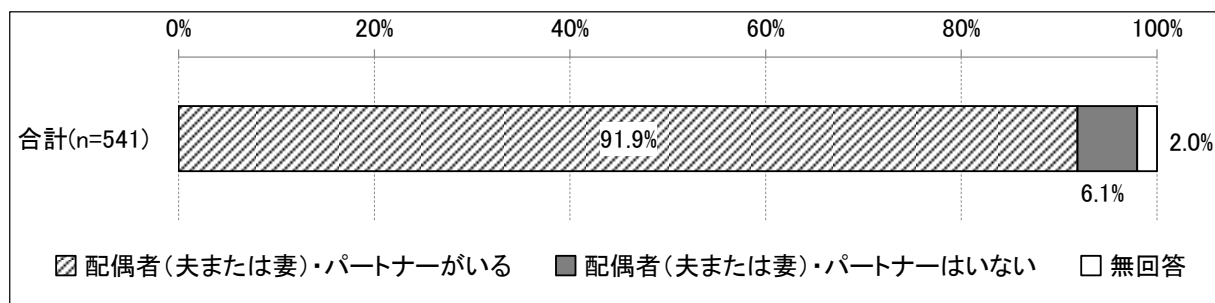
■お子さんの年齢

「５歳」の割合が24.6%と最も高く、次いで「４歳」が17.0%、「１歳」の割合が15.3%となっています。



■調査票にご回答いただいている方の配偶関係

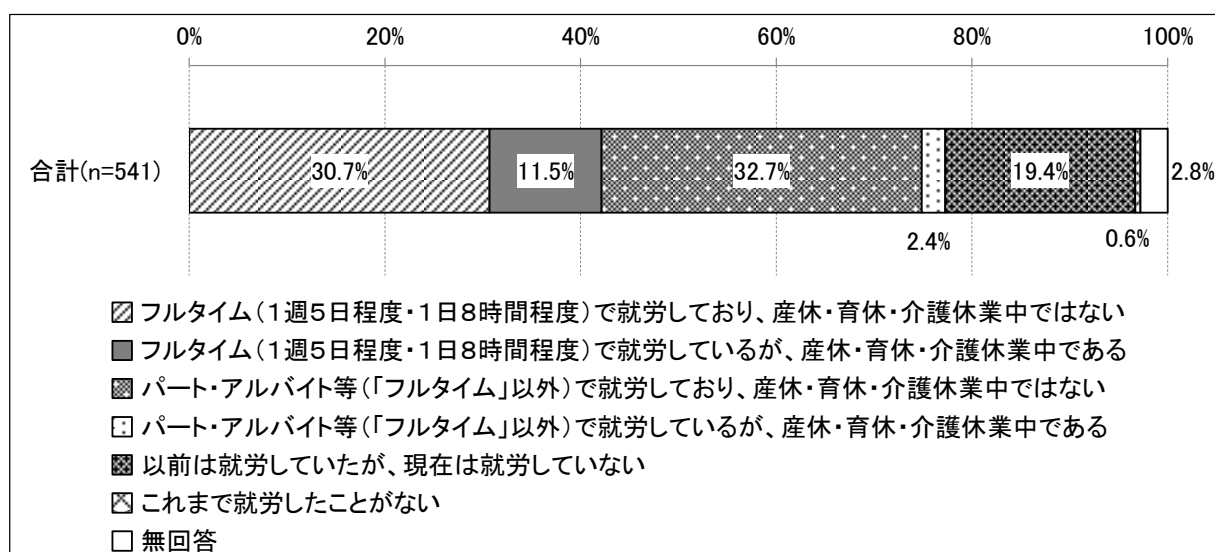
「配偶者（夫または妻）・パートナーがいる」の割合が91.9%、「配偶者（夫または妻）・パートナーはいない」の割合が6.1%となっています。



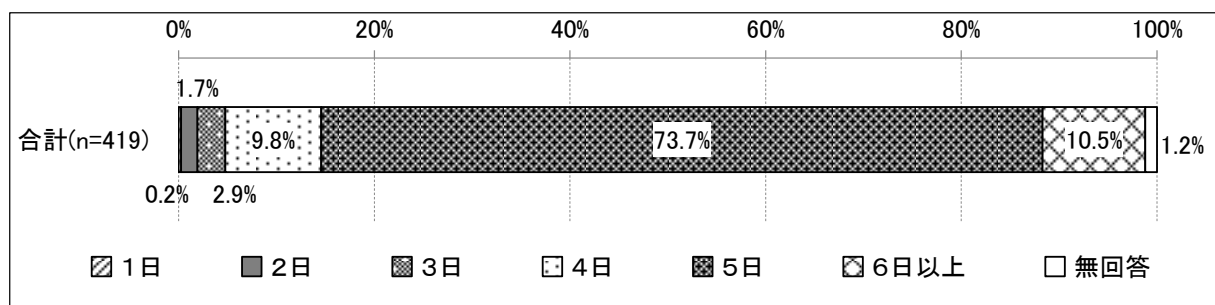
(2) 子どもの母親の現在の就労状況

■就学前の児童を持つ母親の現在の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.7%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が30.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が19.4%となっています。



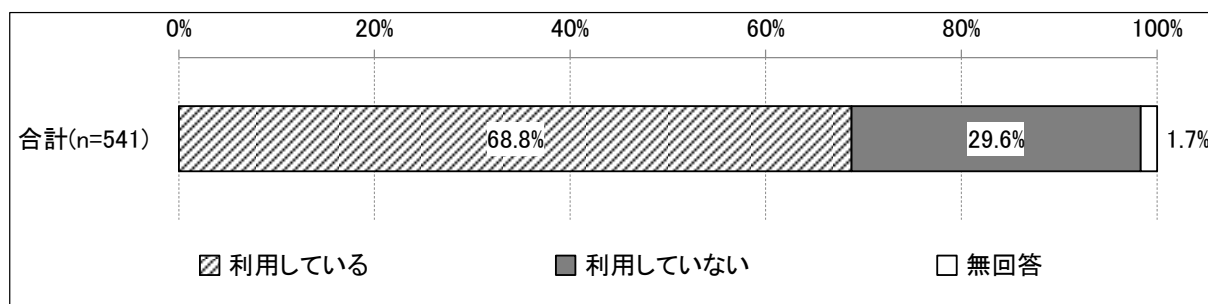
1週当たりの就労日数については、「5日」の割合が73.7%と最も高く、次いで「6日以上」の割合が10.5%となっています。



（３）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

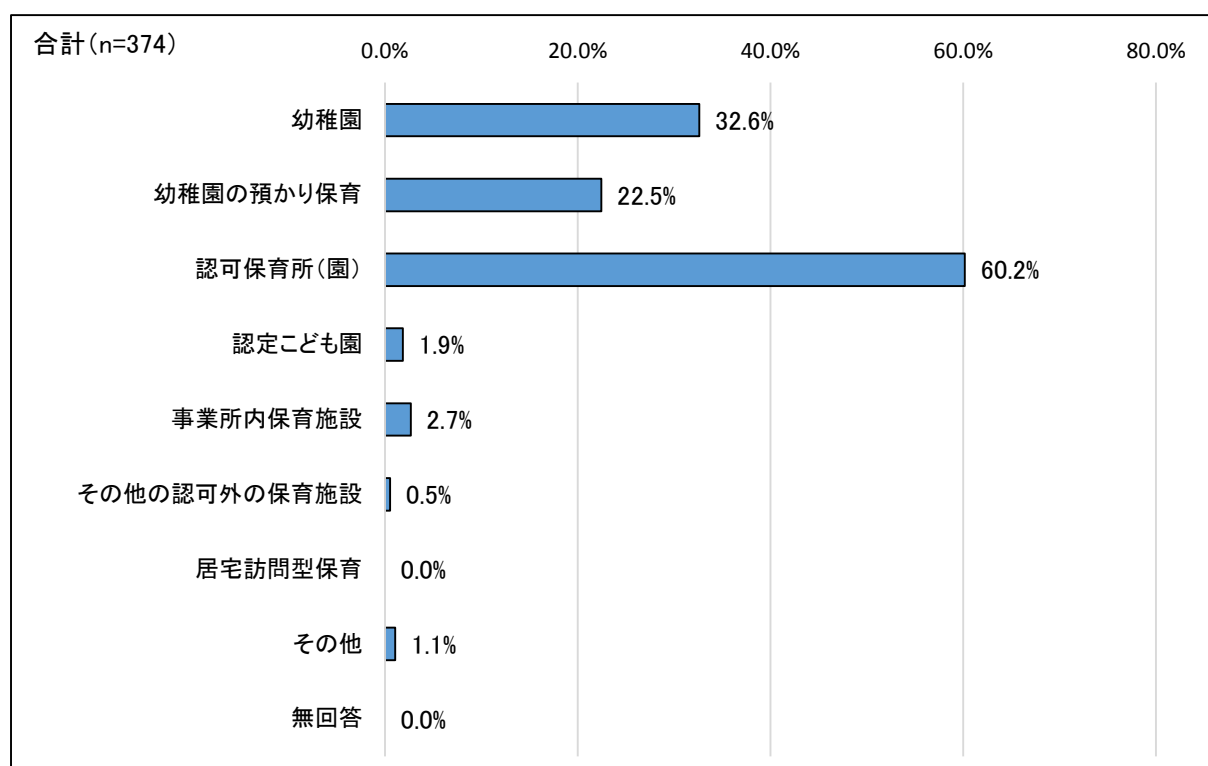
■現在、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか

「利用している」の割合が68.8%、「利用していない」の割合が29.6%となっています。



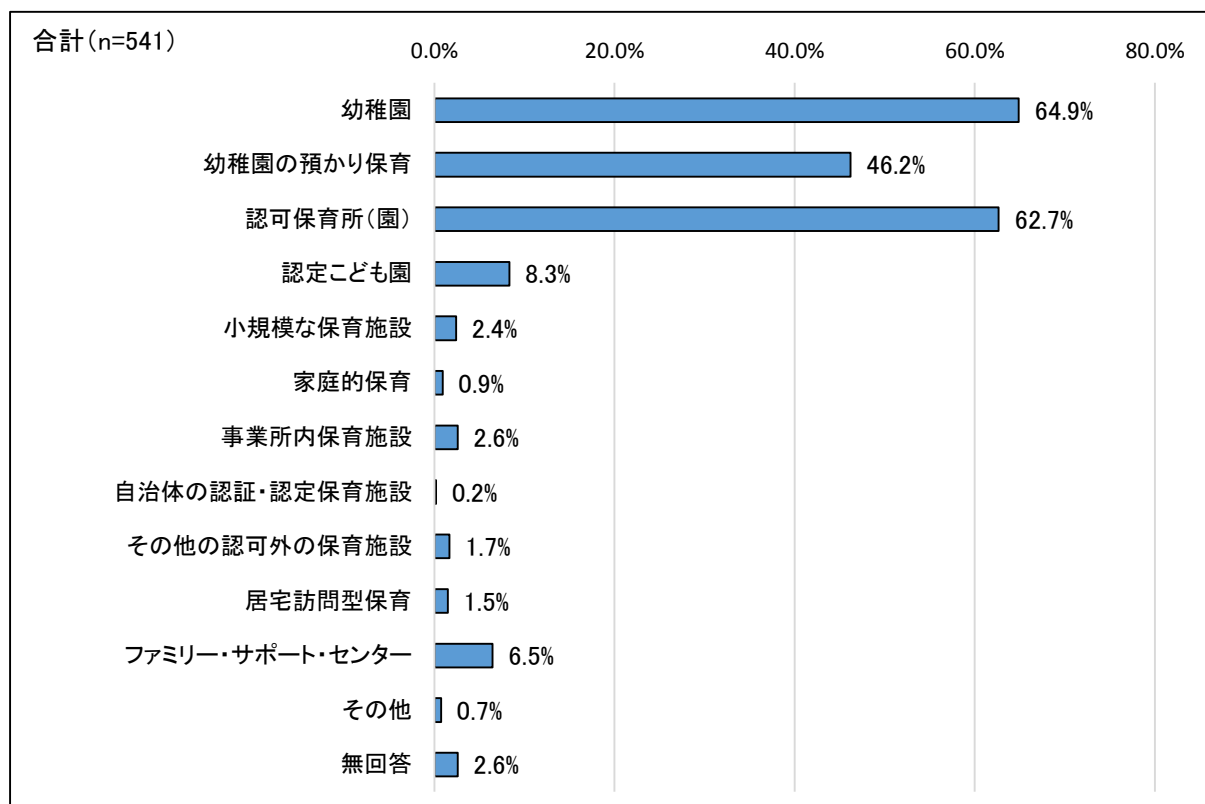
■平日、どのような教育・保育事業を利用しているか

「認可保育所（園）」の割合が60.2%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が32.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が22.5%となっています。



■ 今後利用したい教育・保育事業

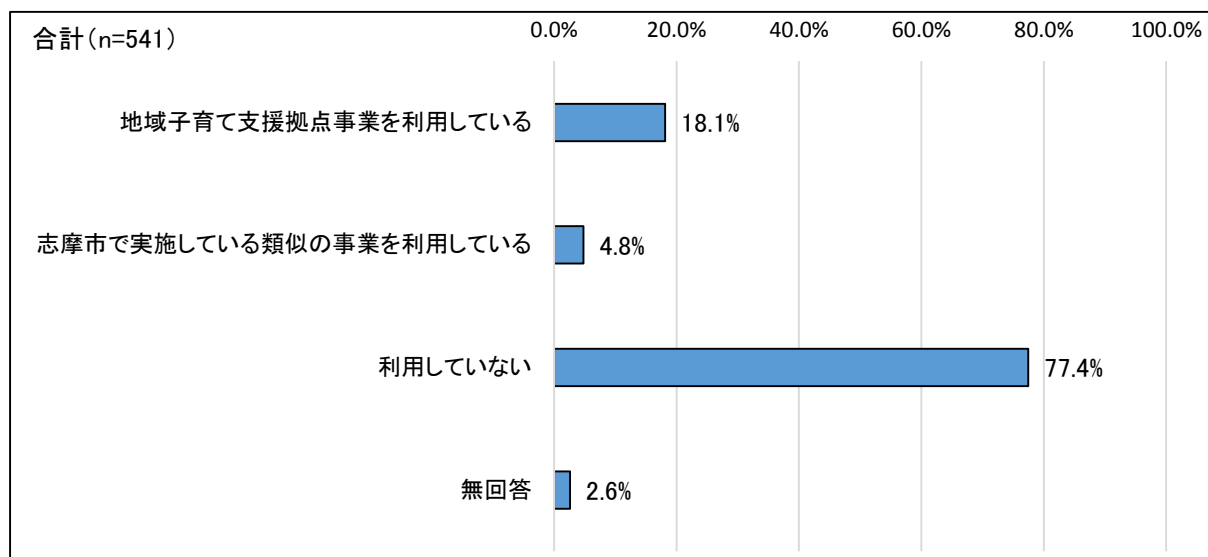
「幼稚園」の割合が64.9%と最も高く、次いで「認可保育所(園)」の割合が62.7%、「幼稚園の預かり保育」の割合が46.2%となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

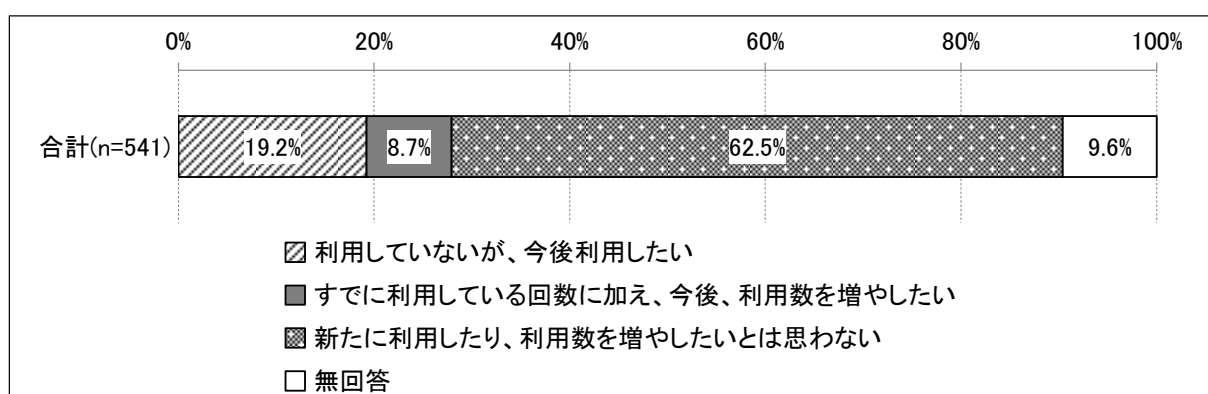
■現在、地域子育て支援拠点事業を利用しているか

「利用していない」の割合が 77.4%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業を利用している」の割合が 18.1%となっています。



■地域子育て支援拠点事業を今後利用したい、または利用数を増やしたいと思うか

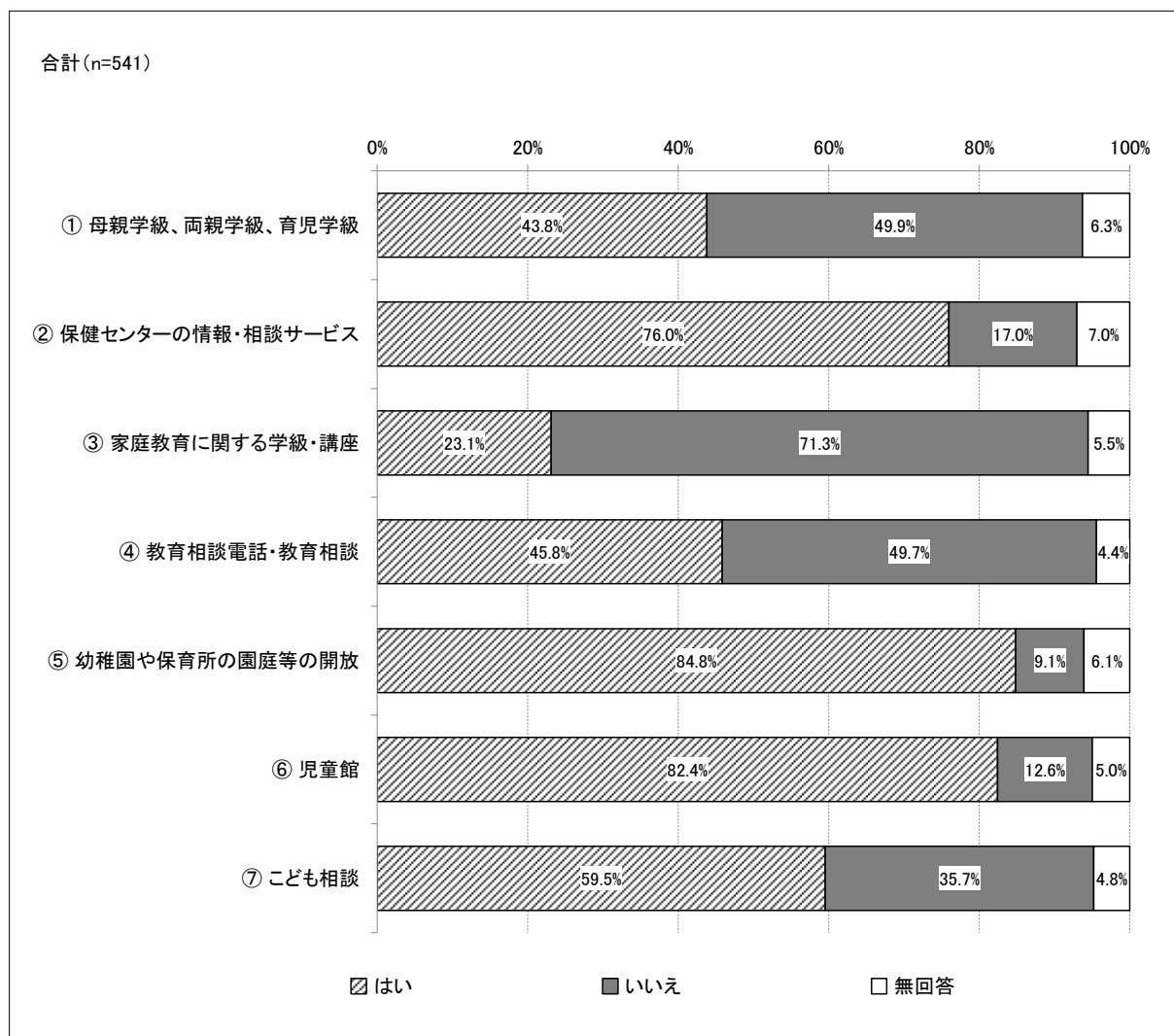
「新たに利用したり、利用数を増やしたいとは思わない」の割合が 62.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 19.2%となっています。



■ サービスを知っていたり、これまでに利用したことはあるか

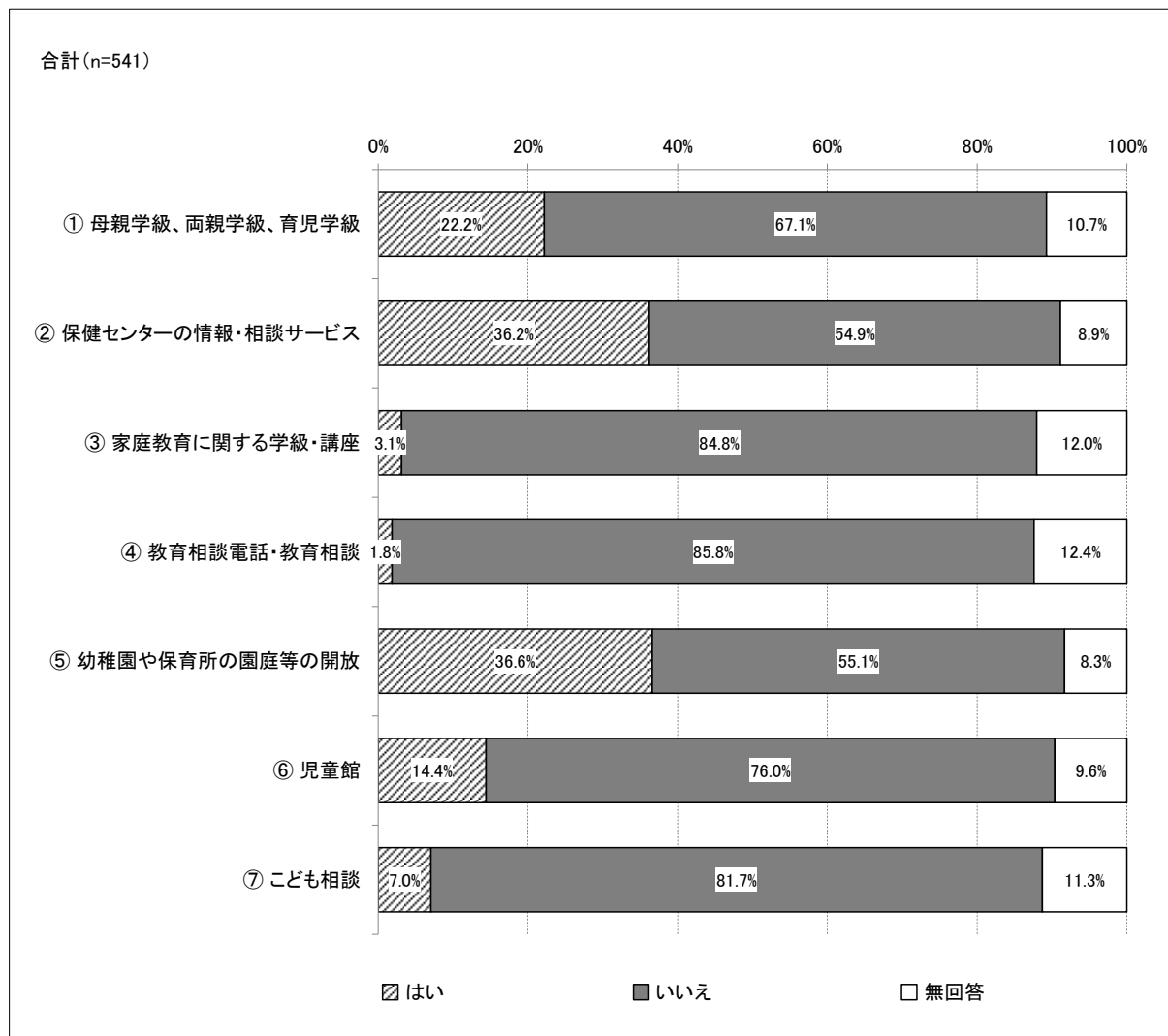
A. 知っている

「②保健センターの情報・相談サービス」、「⑤幼稚園や保育所の園庭等の開放」、「⑥児童館」、「⑦こども相談」で「はい」の割合が高く、特に「⑤幼稚園や保育所の園庭等の開放」、「⑥児童館」で8割を超えています。



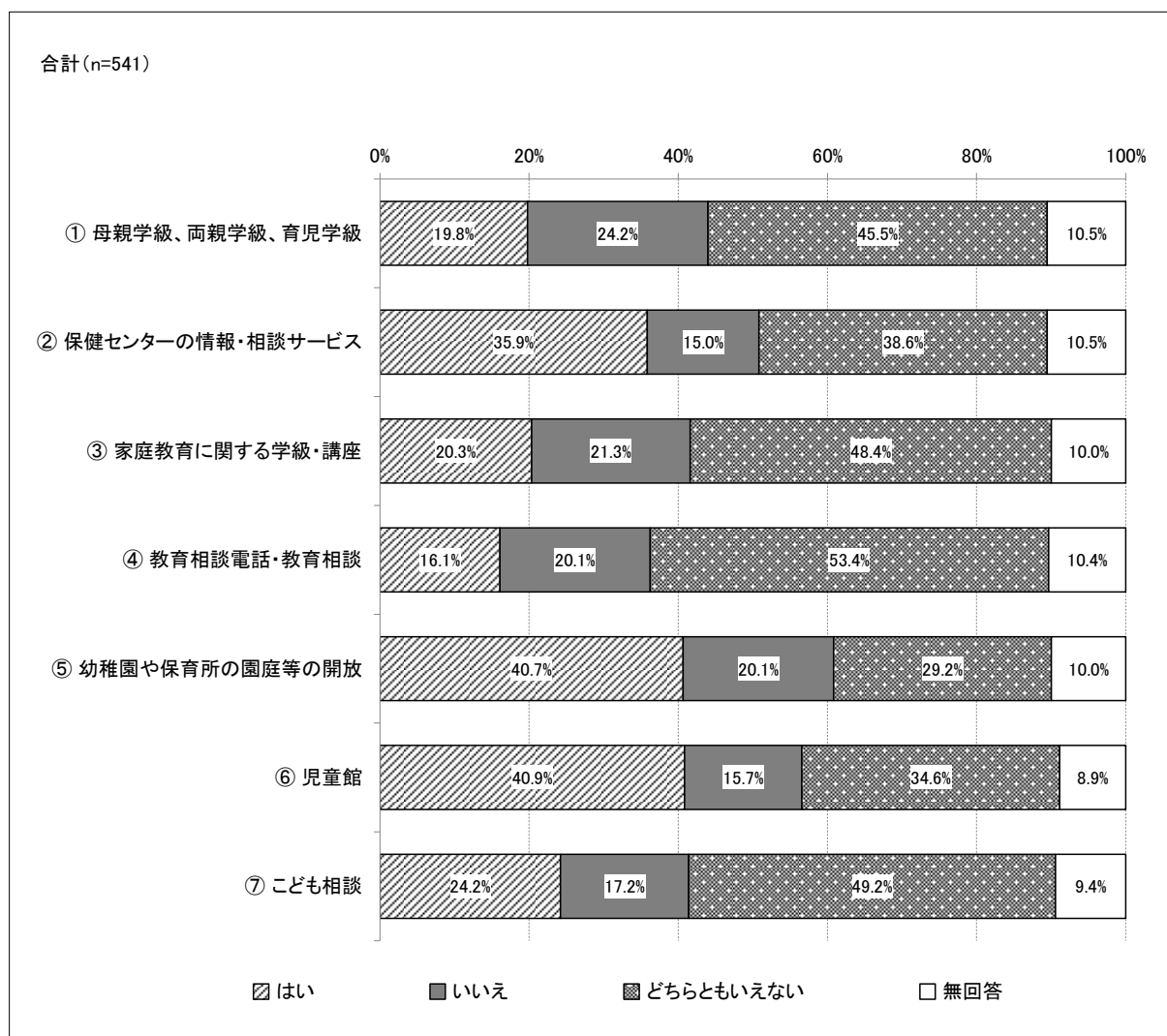
B. 利用したことがある

「②保健センターの情報・相談サービス」、「⑤幼稚園や保育所の園庭等の開放」で「はい」の割合が高く、約3割となっています。



C. 今後、利用したい

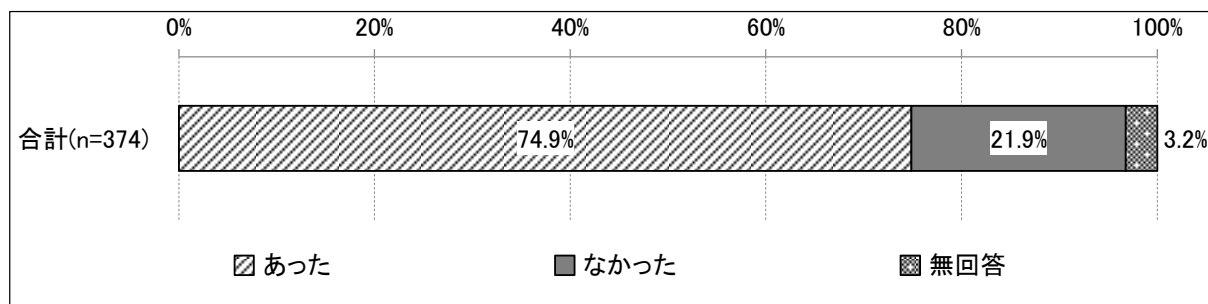
「②保健センターの情報・相談サービス」、「⑤幼稚園や保育所の園庭等の開放」、「⑥児童館」で「はい」の割合が高く、「⑤幼稚園や保育所の園庭等の開放」「⑥児童館」で約 4 割となっています。



（５）お子さんの病気の際の対応

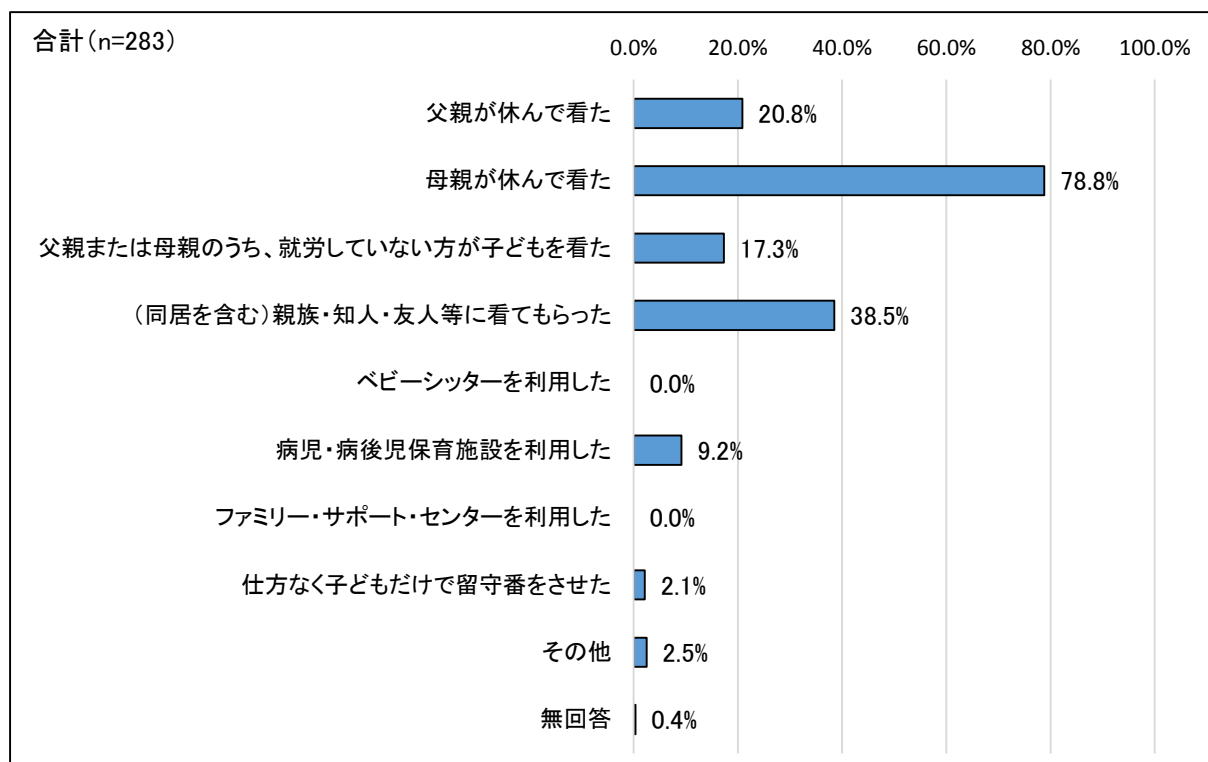
■お子さんが病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことはあったか

「あった」の割合が74.9%、「なかった」の割合が21.9%となっています。



■お子さんが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合、1年間に行った対処方法

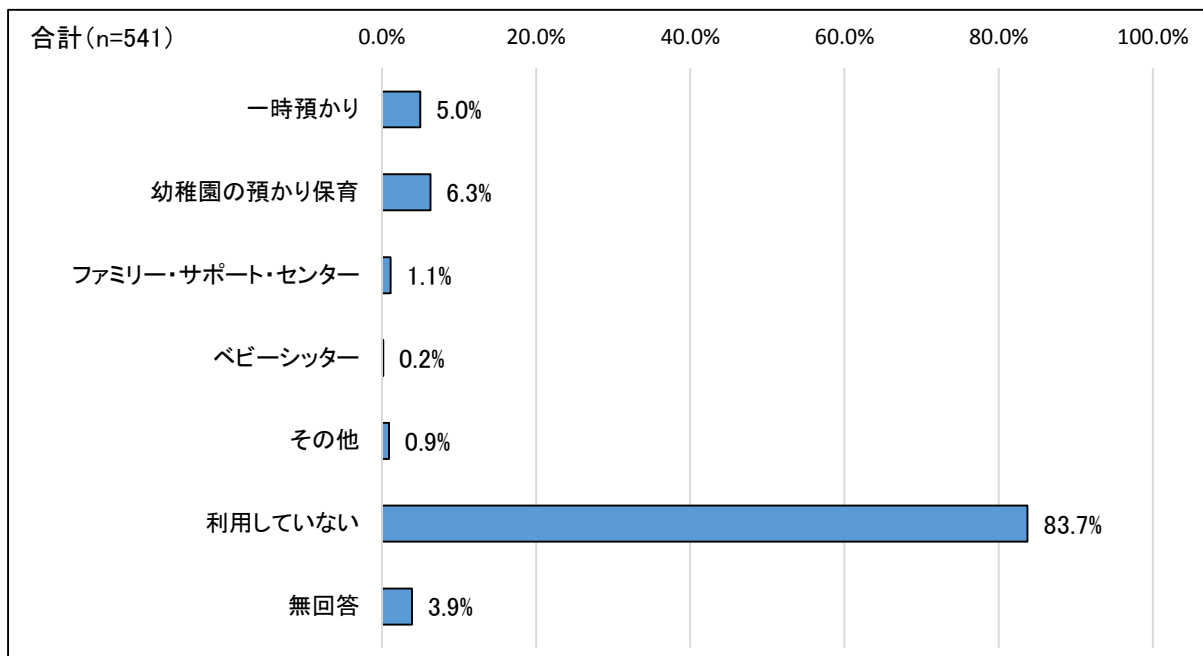
「母親が休んで見た」の割合が78.8%と最も高く、次いで「(同居を含む)親族・知人・友人等に看てもらった」の割合が38.5%、「父親が休んで見た」の割合が20.8%となっています。



（６）不定期的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

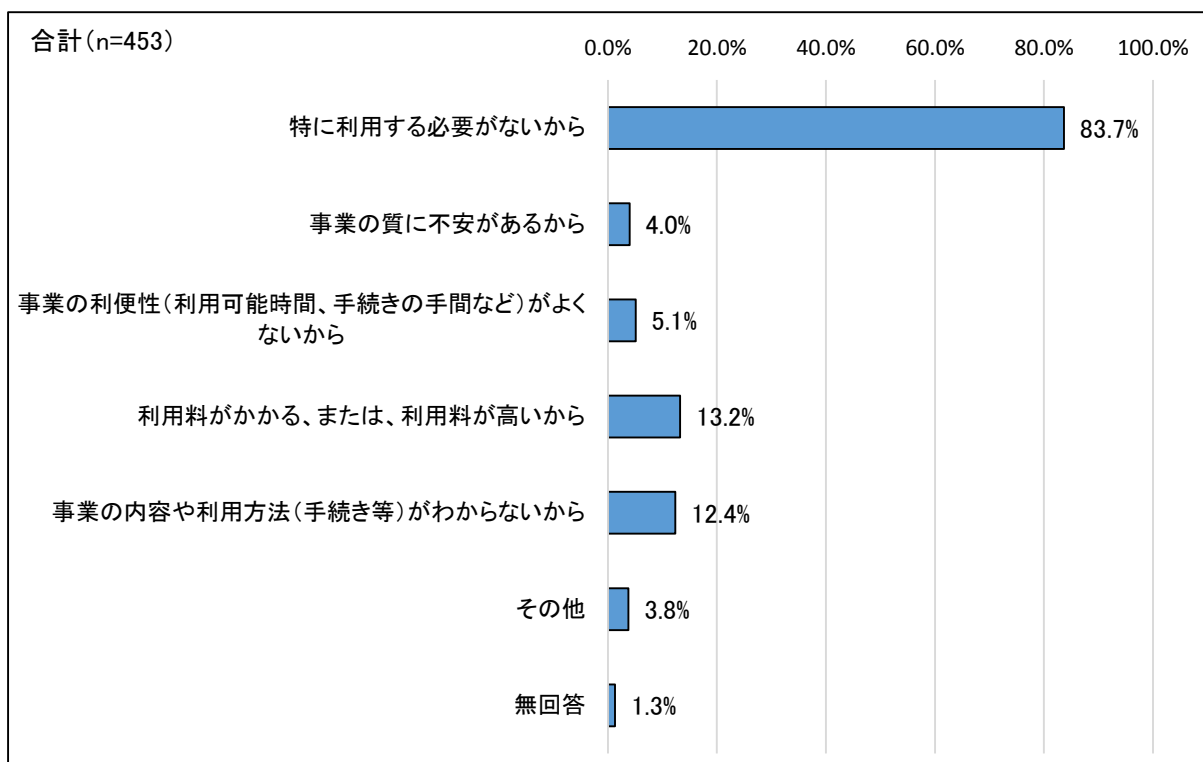
■不定期的に利用している教育・保育事業

「利用していない」の割合が83.7%と最も高くなっています。



■一時預かり事業を利用していない理由

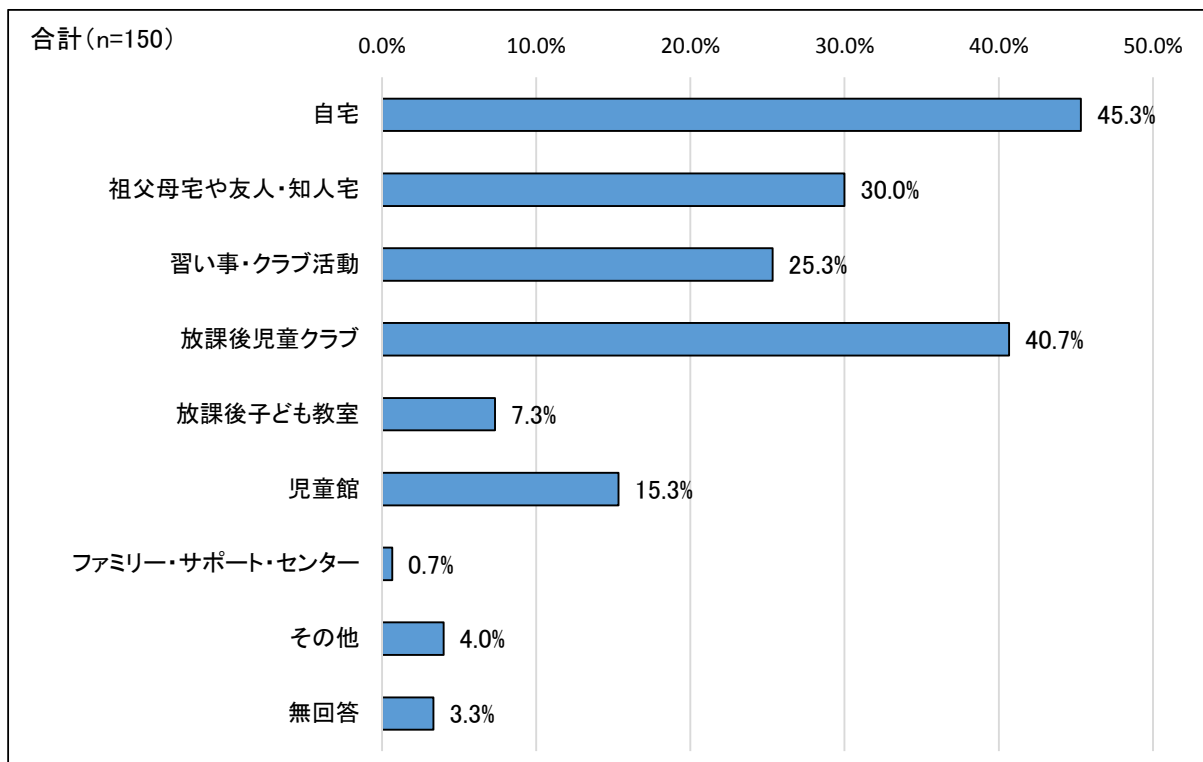
「特に利用する必要がないから」の割合が83.7%と最も高く、次いで「利用料がかかる、または、利用料が高いから」の割合が13.2%、「事業の内容や利用方法（手続き等）がわからないから」の割合が12.4%となっています。



(7) お子さんの小学校入学後の放課後の過ごし方

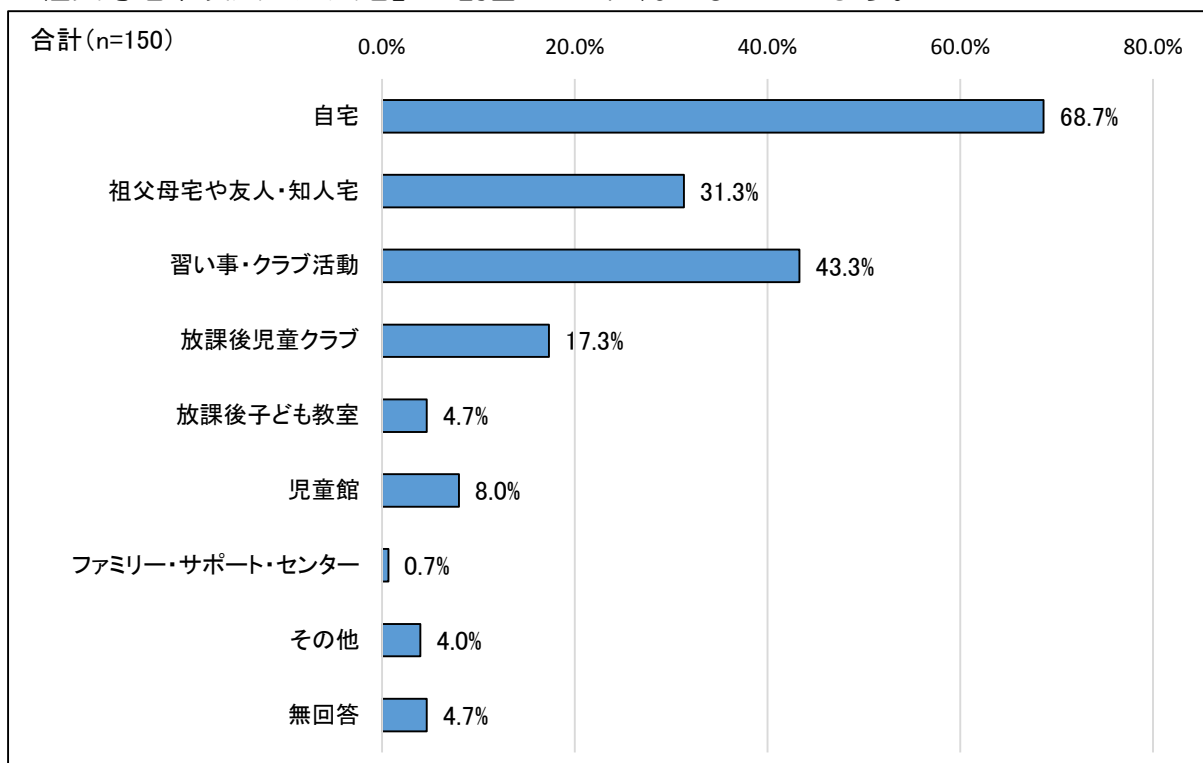
■お子さんが低学年のうち、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

「自宅」の割合が45.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の割合が40.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が30.0%となっています。



■お子さんが高学年になったら、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

「自宅」の割合が68.7%と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動」の割合が43.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が31.3%となっています。

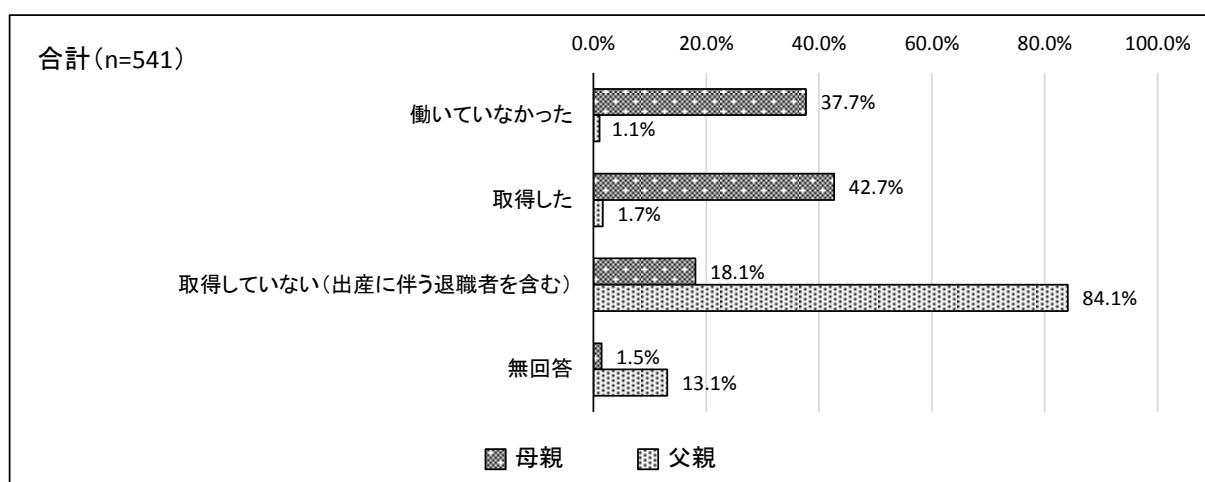


（８）育児休業の取得について

■育児休業を取得したか

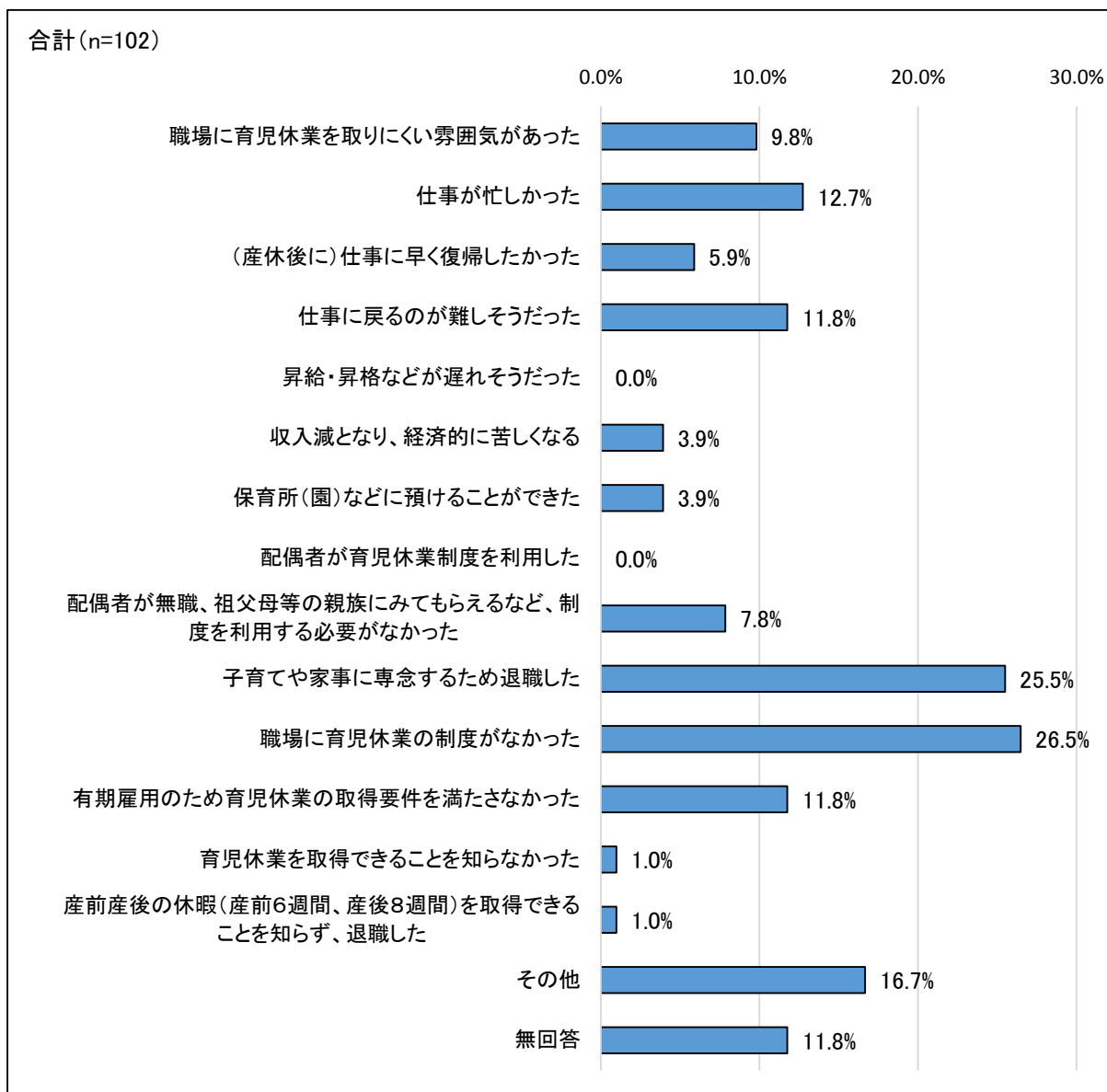
母親に関しては、「取得した」の割合が 42.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 37.7%、「取得していない（出産に伴う退職者を含む）」の割合が 18.1%となっています。

父親に関しては、「取得していない」の割合が 84.1%と最も高くなっています。



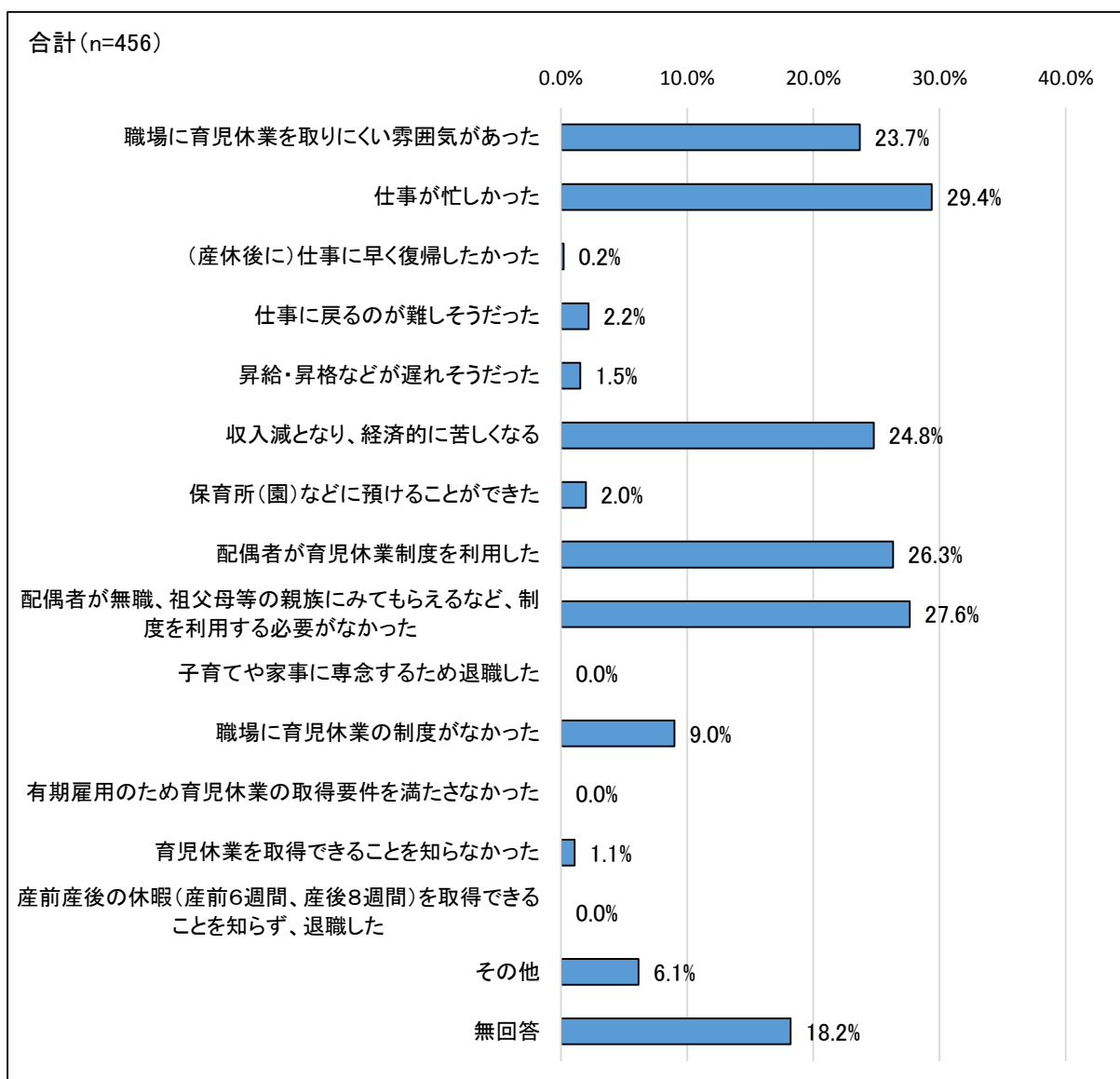
■育児休業を取得しなかった理由（母親）

「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が26.5%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が25.5%、「その他」の割合が16.7%となっています。



■育児休業を取得しなかった理由（父親）

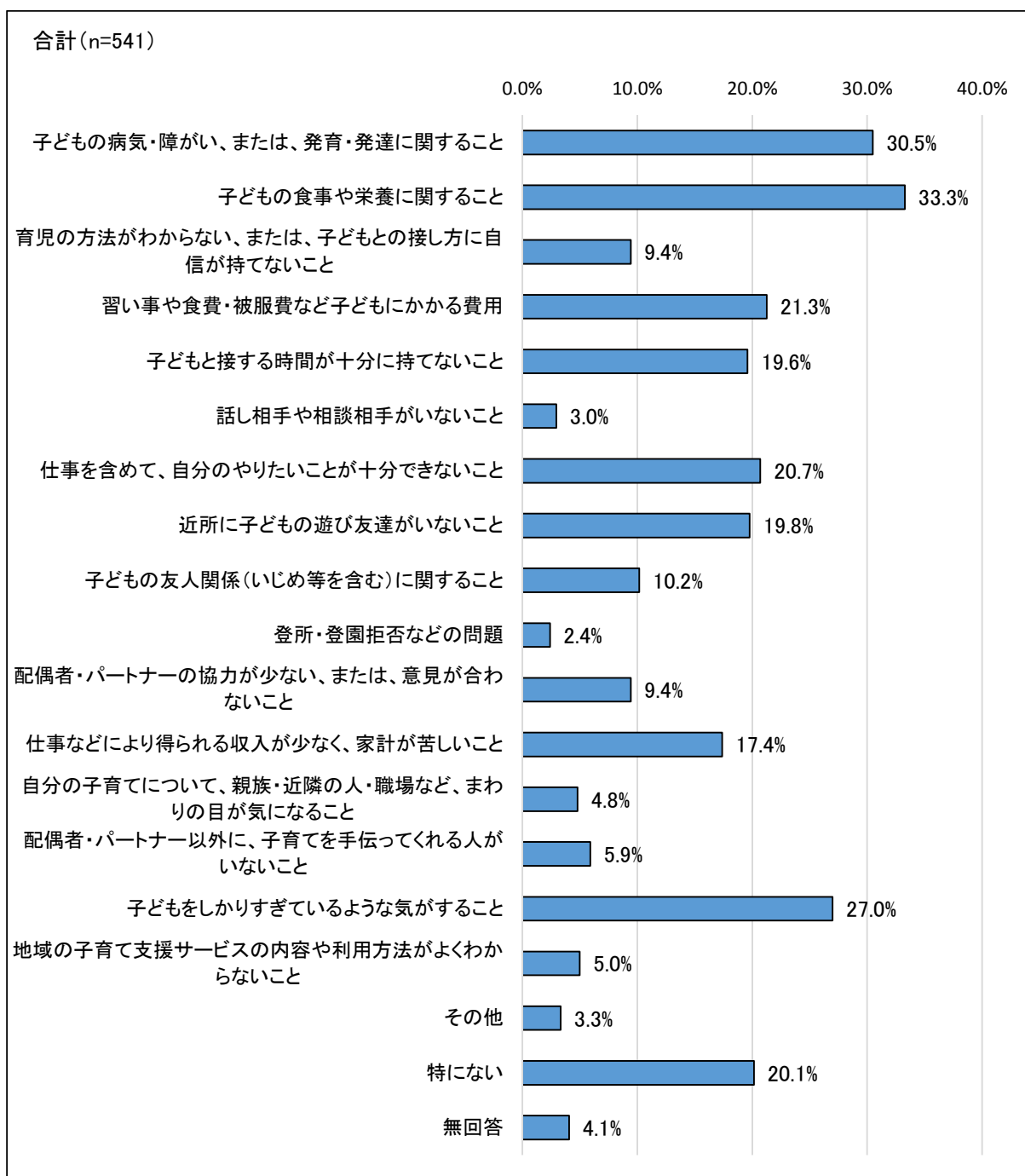
「仕事が忙しかった」の割合が29.4%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が27.6%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が26.3%となっています。



(9) 子育ての悩みや気になることなどについて

■子育てについて、日頃悩んでいることや気になること

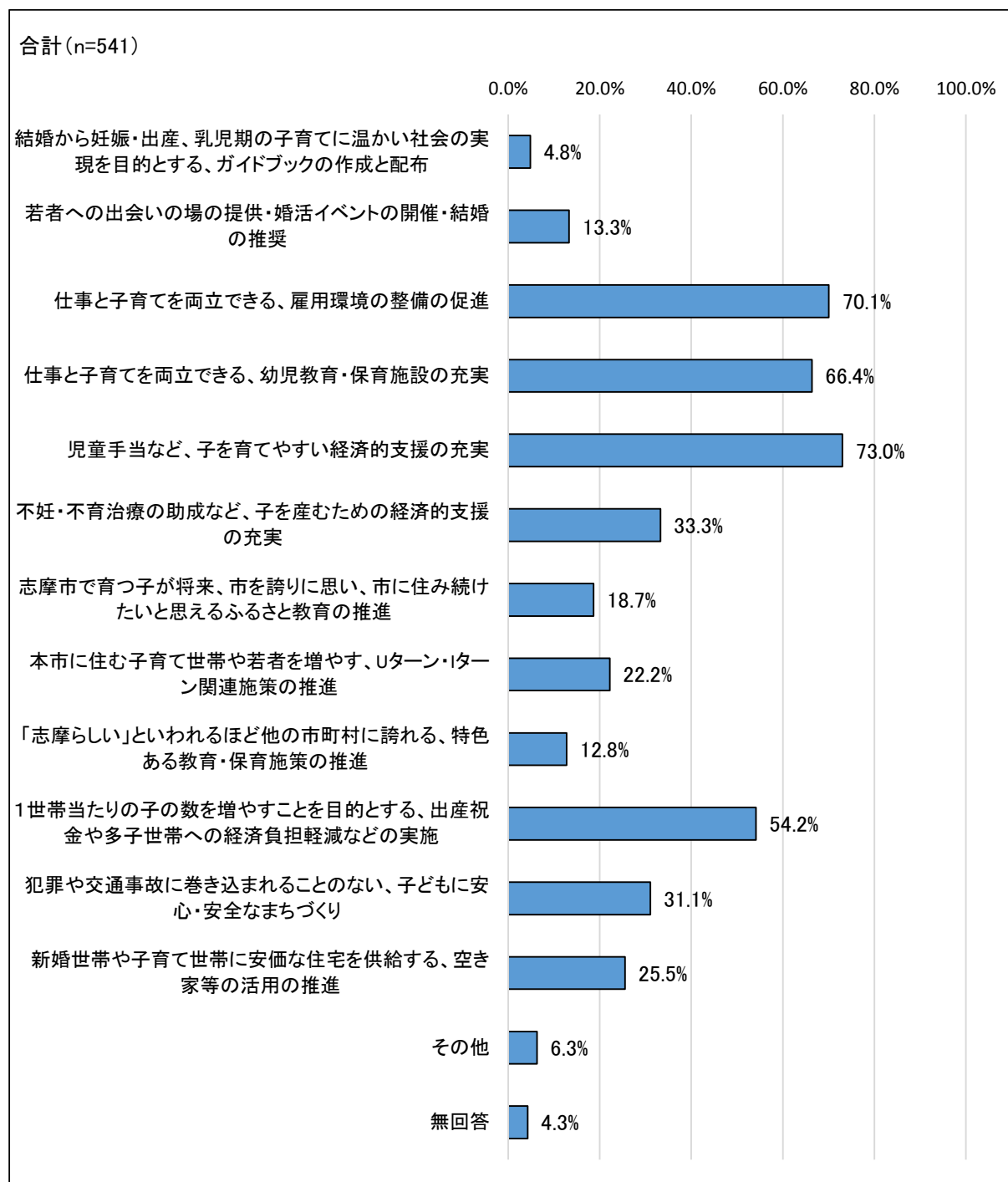
「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が 33.3%と最も高く、次いで「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」の割合が 30.5%、「子どもをしかりすぎているような気がする」との割合が 27.0%となっています。



(10) 本市の子育て施策全般について

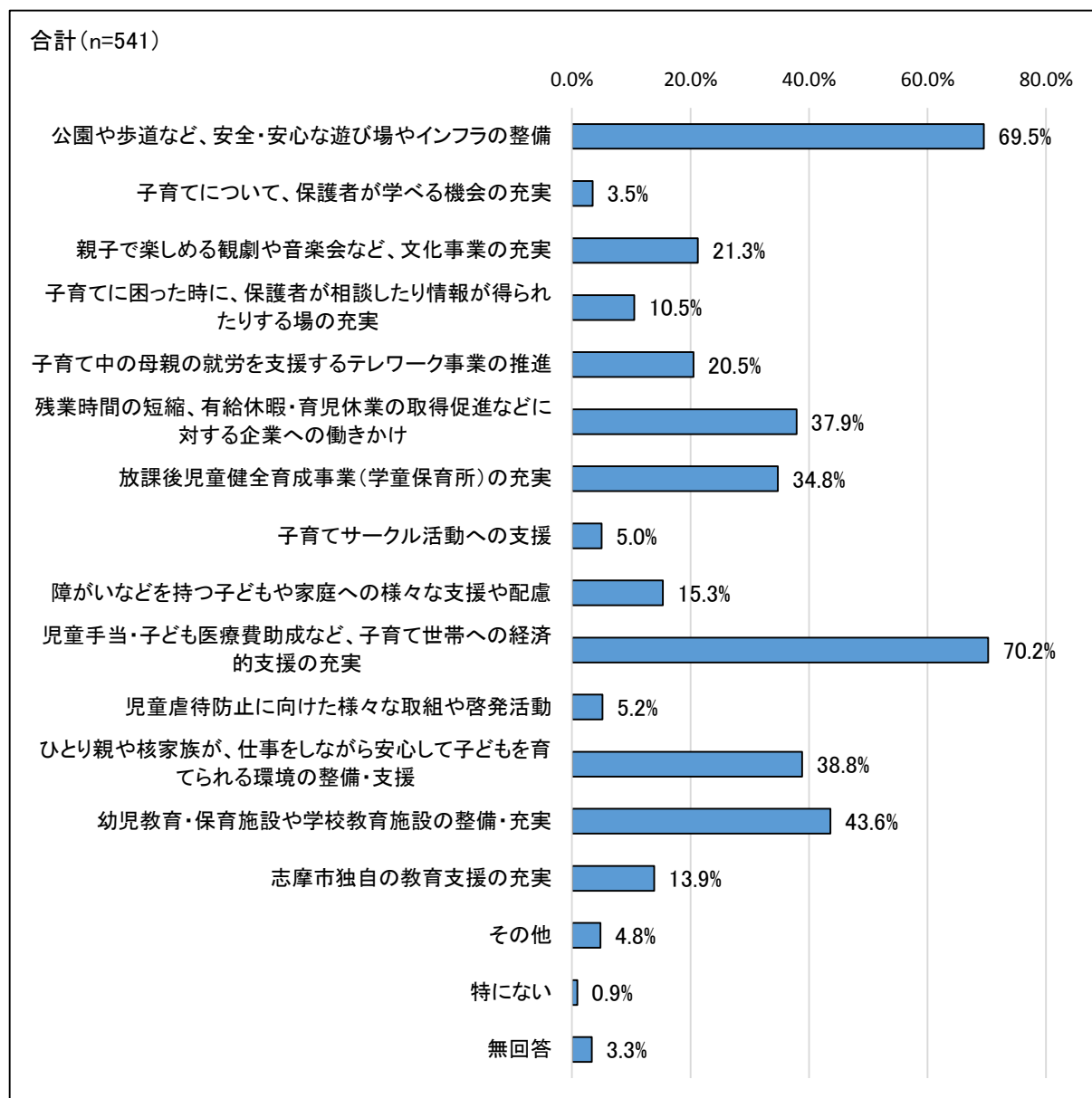
■本市の少子化を抑止するのに効果的と思われる施策や事業について

「児童手当など、子を育てやすい経済的支援の充実」の割合が73.0%と最も高く、次いで「仕事と子育てを両立できる、雇用環境の整備の促進」の割合が70.1%、「仕事と子育てを両立できる、幼児教育・保育施設の充実」の割合が66.4%となっています。



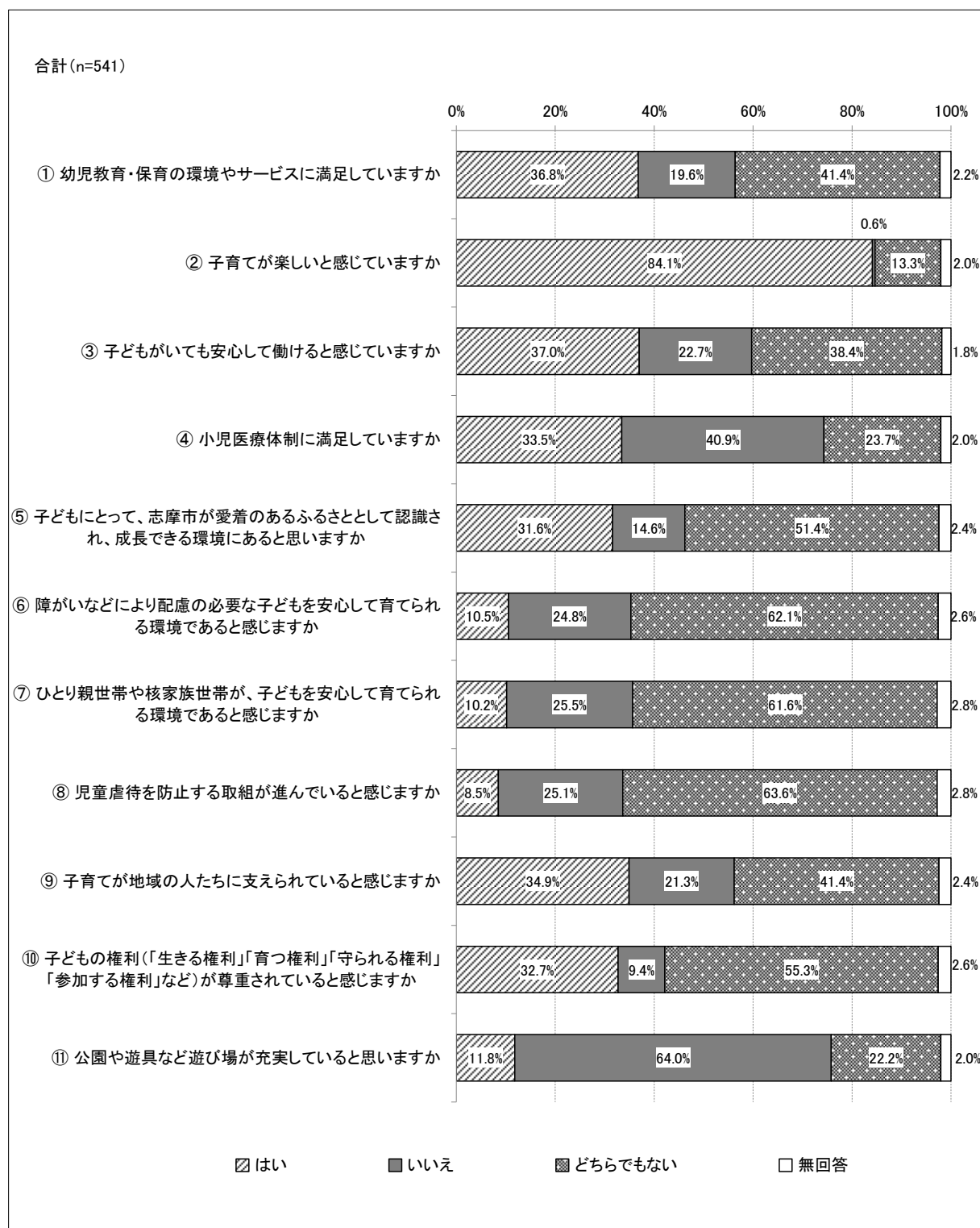
■本市に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいか

「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」の割合が70.2%と最も高く、次いで「公園や歩道など、安全・安心な遊び場やインフラの整備」の割合が69.5%、「幼児教育・保育施設や学校教育施設の整備・充実」の割合が43.6%となっています。



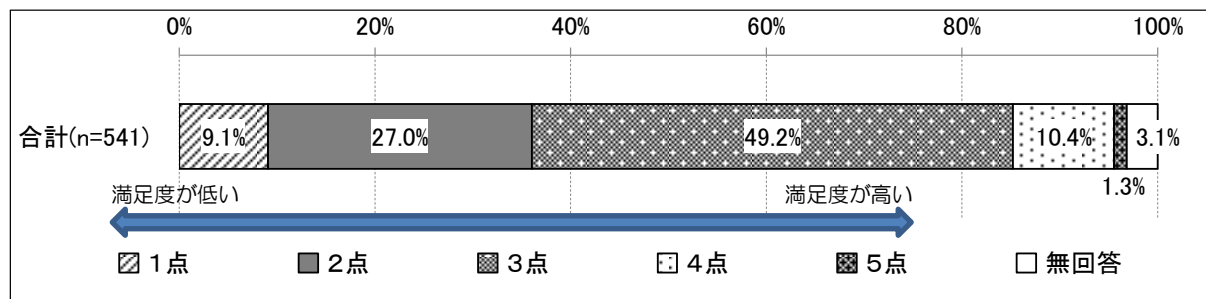
■本市でこれまで育ててこられた中で、子育てに関する次の点について

「② 子育てが楽しいと感じていますか」で「はい」の割合が高く、8割を超えています。また一方では、「⑧ 児童虐待を防止する取組みが進んでいると感じますか」で「はい」の割合が8.5%と低くなっています。



■本市における子育ての環境や支援への満足度

「3点（ふつう）」の割合が49.2%と最も高く、次いで「2点（やや低い）」の割合が27.0%、「4点（やや高い）」の割合が10.4%となっています。



年齢別でみると、0歳～5歳の年齢全てで「3点（ふつう）」の割合が高くなっています。また、「4点（やや高い）」、「5点（高い）」をあわせた“市における子育ての環境や支援について満足している”でみると、2歳が15.6%と最も高くなっています。

区分	有効回答数(件)	1点(低い)	2点(やや低い)	3点(ふつう)	4点(やや高い)	5点(高い)	子育ての環境や支援について満足している(4+5)	無回答
0歳	76	5.3%	23.7%	57.9%	10.5%	0.0%	10.5%	2.6%
1歳	83	4.8%	31.3%	48.2%	9.6%	3.6%	13.2%	2.4%
2歳	77	7.8%	28.6%	45.5%	13.0%	2.6%	15.6%	2.6%
3歳	65	10.8%	27.7%	47.7%	10.8%	1.5%	12.3%	1.5%
4歳	92	8.7%	22.8%	54.3%	9.8%	0.0%	9.8%	4.3%
5歳	133	12.8%	26.3%	46.6%	9.8%	0.0%	9.8%	4.5%

配偶者の有無別でみると、配偶者（夫または妻）・パートナーがいる方、配偶者（夫または妻）・パートナーはいない方ともに「3点（ふつう）」の割合が最も高くなっています。また、「4点（やや高い）」、「5点（高い）」をあわせた“市における子育ての環境や支援について満足している”でみると、配偶者（夫または妻）・パートナーがいる方と配偶者（夫または妻）・パートナーはいない方でほぼ同じ割合となっています。

区分	有効回答数 (件)	1点 (低い)	2点 (やや低い)	3点 (ふつう)	4点 (やや高い)	5点 (高い)	子育ての環境や支援について満足している (4+5)	無回答
配偶者（夫または妻）・ パートナーがいる	497	8.9%	27.2%	50.1%	9.9%	1.2%	11.1%	2.8%
配偶者（夫または妻）・ パートナーはいない	33	12.1%	30.3%	39.4%	12.1%	0.0%	12.1%	6.1%

母親の就労状況別で「4点（やや高い）」、「5点（高い）」をあわせた“市における子育ての環境や支援について満足している”をみると、就労していない方の割合がフルタイム、パート・アルバイト等と比較してわずかに高くなっています。

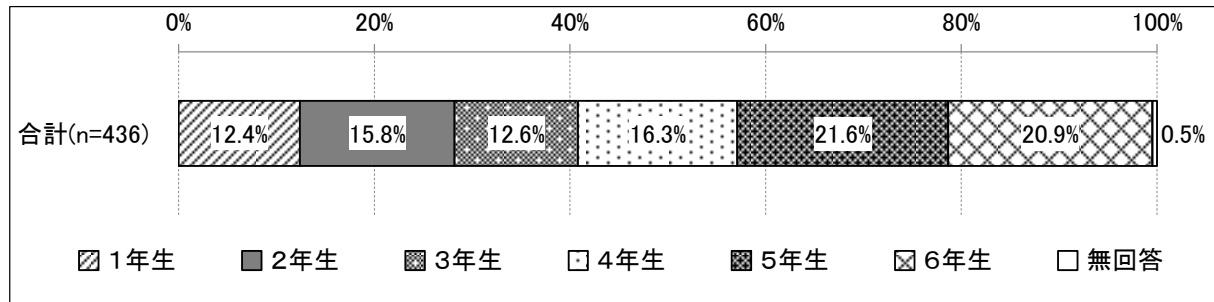
区分	有効回答数 (件)	1点 (低い)	2点 (やや低い)	3点 (ふつう)	4点 (やや高い)	5点 (高い)	子育ての環境や支援について満足している (4+5)	無回答
フルタイム	228	10.1%	27.2%	47.4%	10.1%	1.8%	11.9%	3.5%
パート・アルバイト等	190	8.9%	30.0%	47.4%	10.0%	0.5%	10.5%	3.2%
就労していない	108	8.3%	23.1%	54.6%	10.2%	1.9%	12.1%	1.9%

【小学生児童調査】

（１）子どもとご家族の状況について

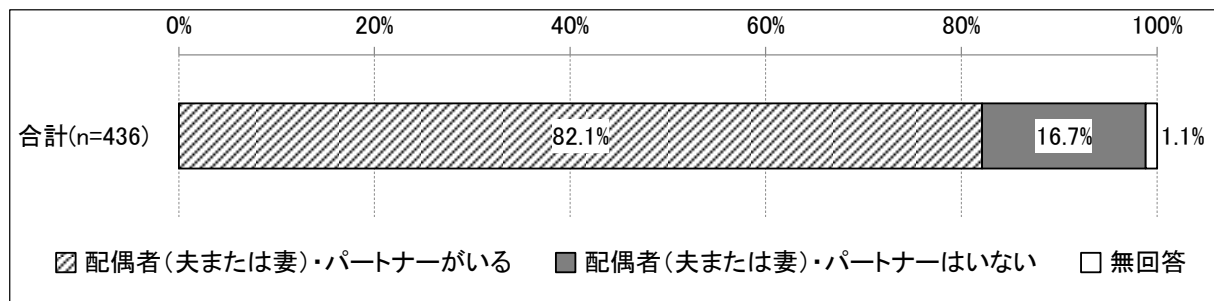
■お子さんの学年

「５年生」の割合が21.6%と最も高く、次いで「６年生」が20.9%、「４年生」の割合が16.3%となっています。



■調査票にご回答いただいている方の配偶関係

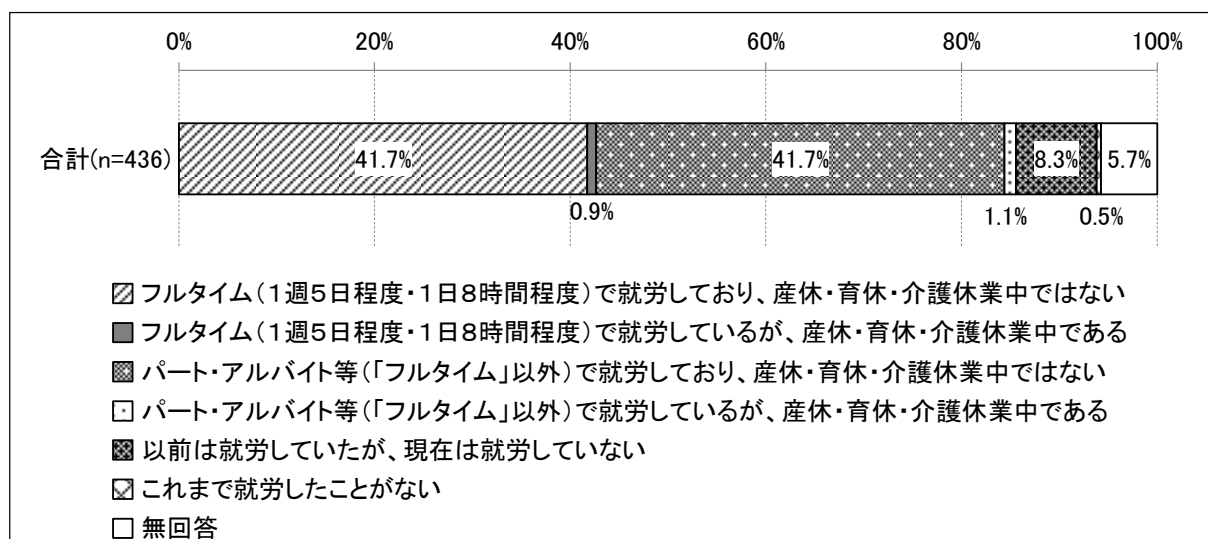
「配偶者（夫または妻）・パートナーがいる」の割合が82.1%、「配偶者（夫または妻）・パートナーはいない」の割合が16.7%となっています。



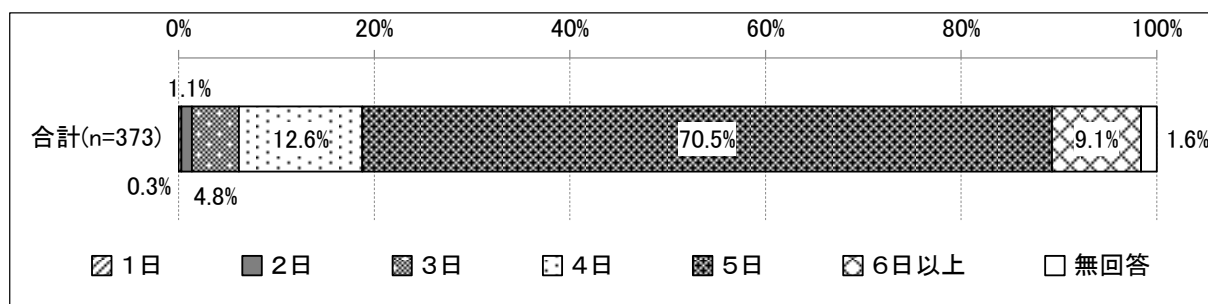
(2) 子どもの母親の現在の就労状況

■小学生の児童を持つ母親の現在の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が41.7%と最も高くなっています。



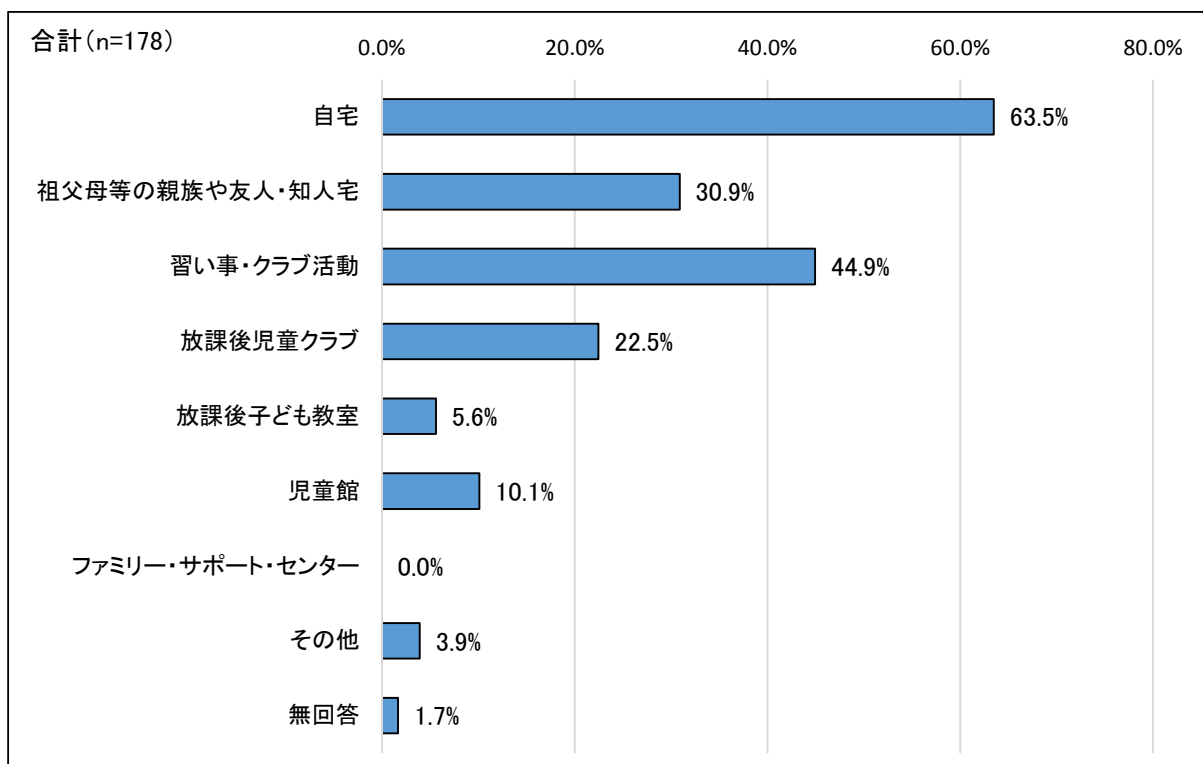
1週あたりの就労日数については、「5日」の割合が70.5%と最も高く、次いで「4日」の割合が12.6%となっています。



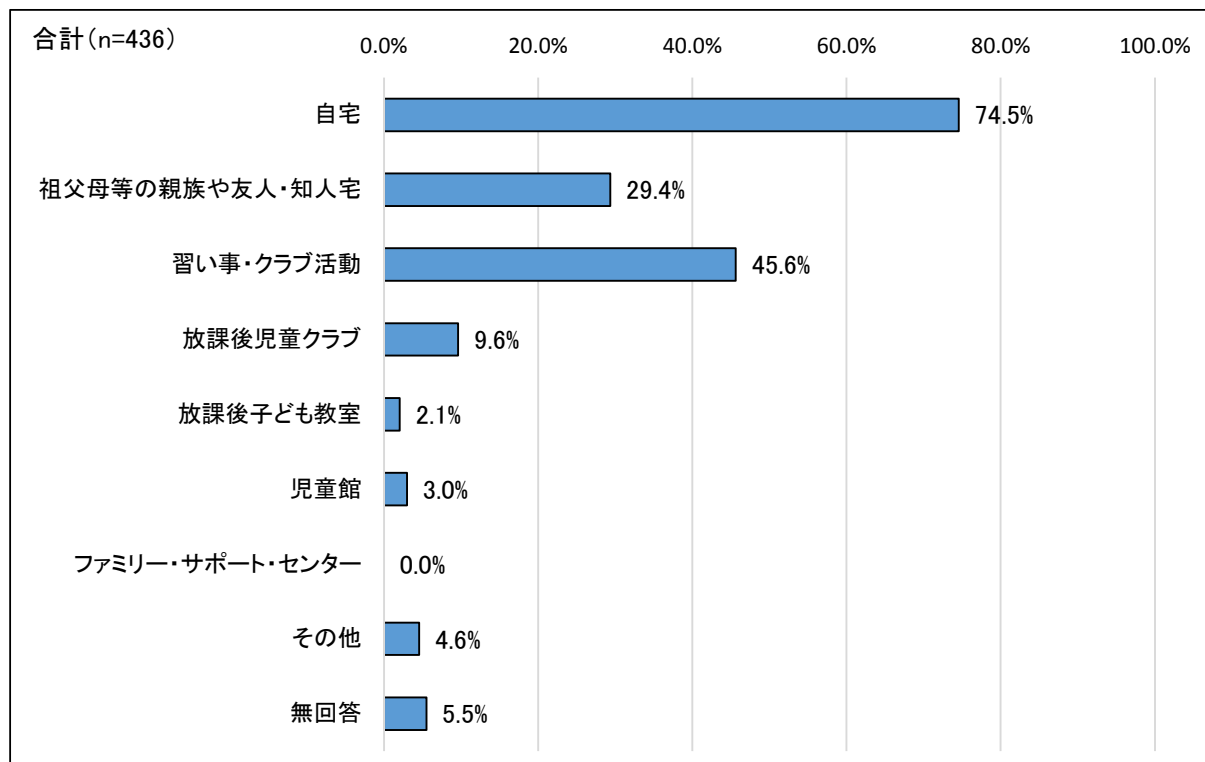
(3) お子さんの放課後の過ごし方

■お子さんが低学年のうち、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

「自宅」の割合が63.5%と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動」の割合が44.9%、「祖父母等の親族や友人・知人宅」の割合が30.9%となっています。



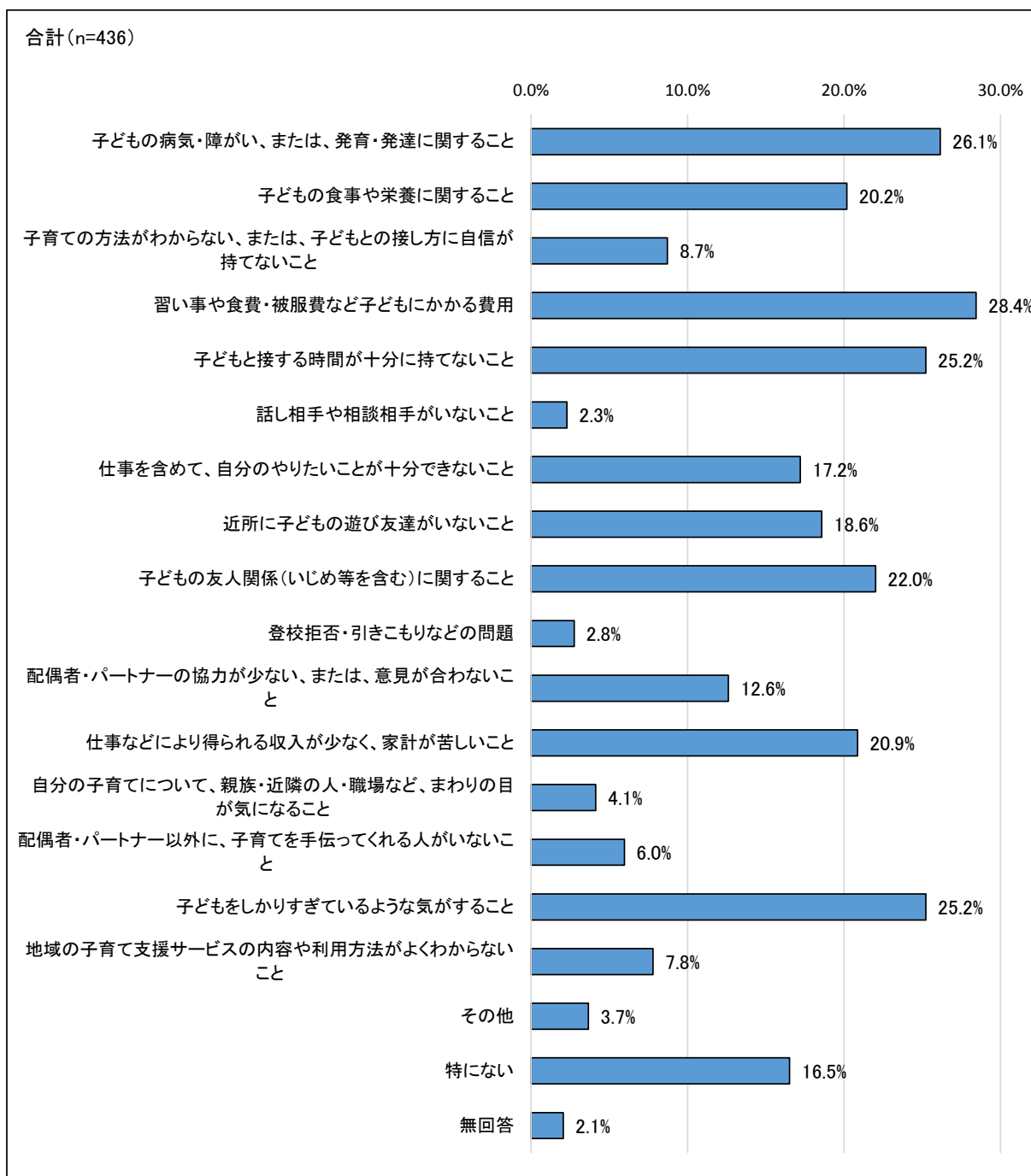
■お子さんが高学年になったら、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか
「自宅」の割合が74.5%と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動」の割合が45.6%、
「祖父母等の親族や友人・知人宅」の割合が29.4%となっています。



(4) 子育ての悩みや気になることについて

■子育てについて、日頃悩んでいることや気になること

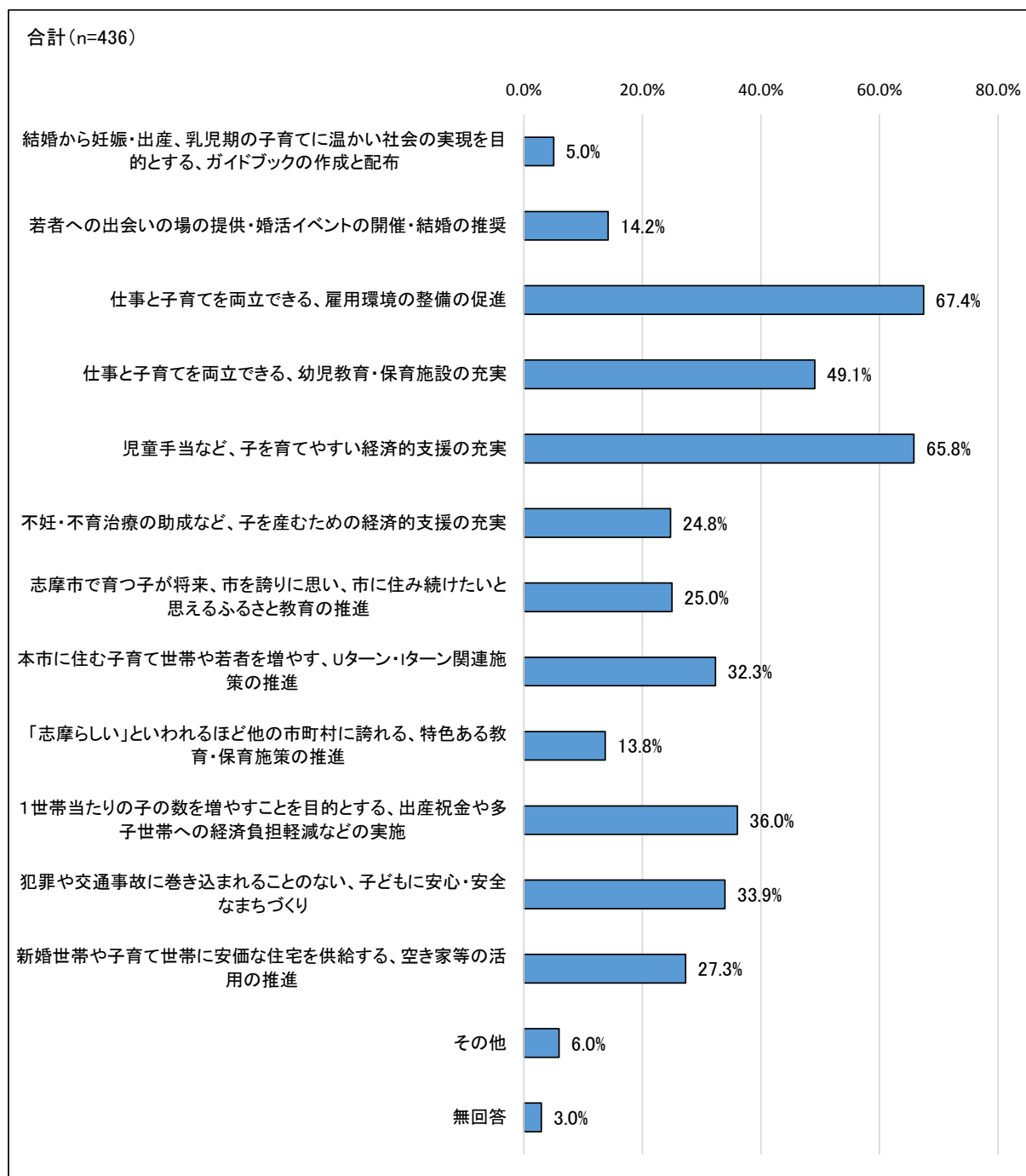
「習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用」の割合が 28.4%と最も高く、次いで「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」の割合が 26.1%、「子どもと接する時間が十分に持てないこと」、「子どもをしかりすぎているような気がする」との割合が 25.2%となっています。



（５）本市の子育て施策全般について

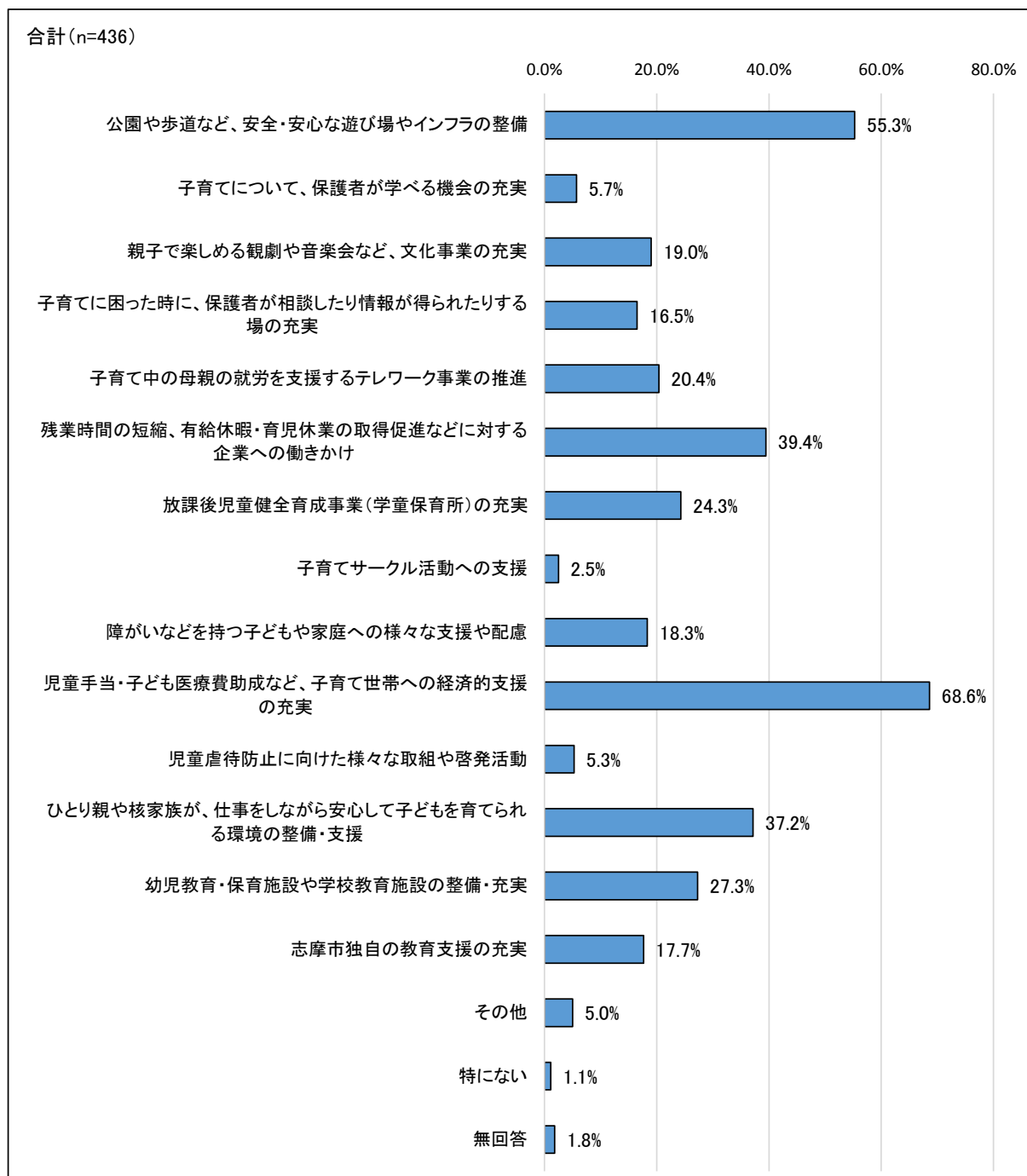
■本市の少子化を抑止するのに効果的と思われる施策や事業について

「仕事と子育てを両立できる、雇用環境の整備の促進」の割合が 67.4%と最も高く、次いで「児童手当など、子を育てやすい経済的支援の充実」の割合が 65.8%、「仕事と子育てを両立できる、幼児教育・保育施設の充実」の割合が 49.1%となっています。

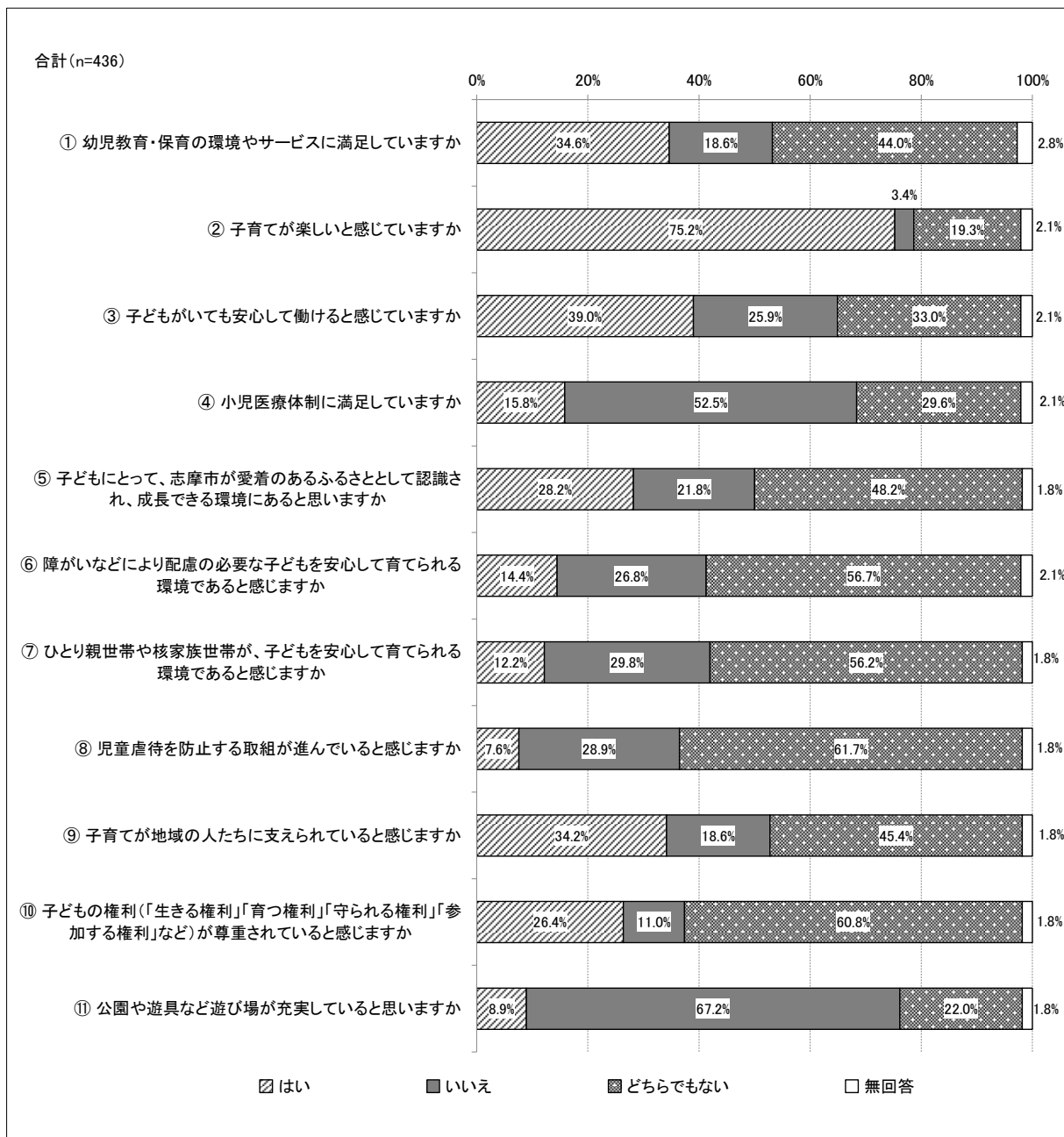


■本市に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているか

「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」の割合が68.6%と最も高く、次いで「公園や歩道など、安全・安心な遊び場やインフラの整備」の割合が55.3%、「残業時間の短縮、有給休暇・育児休業の取得促進などに対する企業への働きかけ」の割合が39.4%となっています。

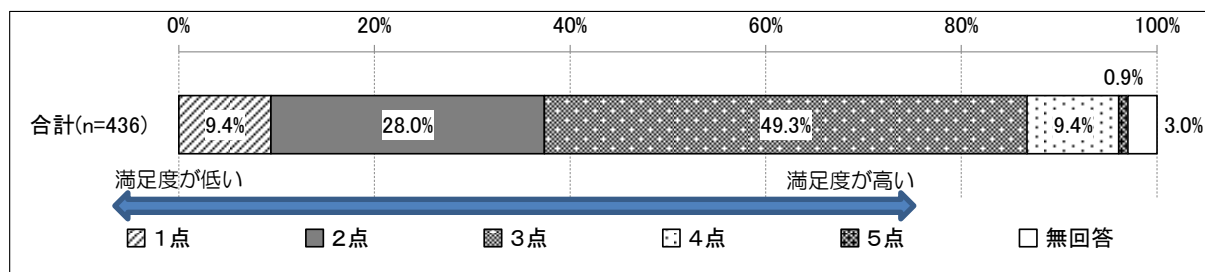


■お子さんを本市でこれまで育ててこられた中で、子育てに関する次の点について
「② 子育てが楽しいと感じていますか」で「はい」の割合が最も高く、7 割を超えています。



■本市における子育ての環境や支援への満足度

「3点（ふつう）」の割合が 49.3%と最も高く、次いで「2点（やや低い）」の割合が 28.0%となっています。



学年別でみると、1年生～6年生の学年全てで「3点（ふつう）」の割合が高くなっています。また、「4点（やや高い）」、「5点（高い）」をあわせた“市における子育ての環境や支援について満足している”でみると、1年生の割合が他の学年と比較してわずかに高くなっています。

区分	有効回答数(件)	1点(低い)	2点(やや低い)	3点(ふつう)	4点(やや高い)	5点(高い)	子育ての環境や支援について満足している(4+5)	無回答
1年生	54	5.6%	24.1%	48.1%	16.7%	0.0%	16.7%	5.6%
2年生	69	11.6%	29.0%	44.9%	11.6%	0.0%	11.6%	2.9%
3年生	55	9.1%	32.7%	41.8%	7.3%	3.6%	10.9%	5.5%
4年生	71	12.7%	23.9%	54.9%	7.0%	1.4%	8.4%	0.0%
5年生	94	4.3%	33.0%	51.1%	8.5%	1.1%	9.6%	2.1%
6年生	91	12.1%	25.3%	52.7%	7.7%	0.0%	7.7%	2.2%

配偶者の有無別で「4点（やや高い）」、「5点（高い）」をあわせた“市における子育ての環境や支援について満足している”をみると、配偶者（夫または妻）・パートナーがいる方のほうが配偶者（夫または妻）・パートナーはいない方より割合がやや高くなっています。

区分	有効回答数（件）	1点（低い）	2点（やや低い）	3点（ふつう）	4点（やや高い）	5点（高い）	子育ての環境や支援について満足している（4+5）	無回答
配偶者（夫または妻）・パートナーがいる	358	9.2%	26.5%	50.0%	10.3%	1.1%	11.4%	2.8%
配偶者（夫または妻）・パートナーはいない	73	9.6%	32.9%	49.3%	5.5%	0.0%	5.5%	2.7%

母親の就労状況別で「4点（やや高い）」、「5点（高い）」をあわせた“市における子育ての環境や支援について満足している”をみると、就労していない方のほうがフルタイム、パート・アルバイト等と比較してやや高くなっています。

区分	有効回答数（件）	1点（低い）	2点（やや低い）	3点（ふつう）	4点（やや高い）	5点（高い）	子育ての環境や支援について満足している（4+5）	無回答
フルタイム	186	8.1%	26.9%	54.8%	7.0%	1.1%	8.1%	2.2%
パート・アルバイト等	187	9.1%	30.5%	46.0%	10.2%	1.1%	11.3%	3.2%
就労していない	38	18.4%	23.7%	34.2%	18.4%	0.0%	18.4%	5.3%

6 子ども・子育て環境を取り巻く課題

第1期志摩市子ども・子育て支援事業計画を振り返り、第2期計画へ向けて取り組むべき主な課題を挙げました。

1. 地域における子育ての支援

■幼児教育・保育の無償化に伴い、各サービスの急激な利用者増加が懸念されますが、サービスの提供体制を勘案し、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上に向けて、市職員及び保育従事者への各種研修が必要です。

■子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するため、子育て支援センター等における利用者や子育て支援グループのネットワークづくりが課題です。

■近年、働き方の多様化が進んでいるため、放課後児童クラブの開所時間の拡大が必要です。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

■育児不安の軽減を図るため、妊婦アンケートや赤ちゃん訪問時のアンケートのほか、母子保健事業等の機会を利用した保護者の状況の把握が必要です。

■食物アレルギーを持つ子どもに応じた給食を提供することが課題ですが、アレルギー原因食物が多様化しており、食物アレルギーを持つ子どもの保護者と個々に面談し対応していくことが必要です。

■児童・生徒の不登校を未然に防ぐための取組みを充実させるとともに、不登校の児童・生徒の支援についてスクールカウンセラー等と連携して取り組んでいく必要があります。

■安定した小児医療の受入体制について整備し、小児救急及び周産期医療についても受け皿を確保するため、関係機関と連携しながら、県や医療機関に要望していきます。

■休日夜間の診療体制など、地域医療の現状について市民への継続的な周知を行うとともに、市民団体等と連携協力しながら地域医療を守り支えるまちづくりを推進することが必要です。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■地域の人材や教育力を積極的に活用した職場体験学習等の充実を図ることで、学校・家庭・地域社会が一丸となり「地域の子どもは地域で育てる」という気運を高める必要があります。

■社会の情報化が進む中で、人工知能AIなどの技術革新による変化に対して、受け身ではなく、前向きに受け止め、主体的に向き合い、関わり合いながら、自らの可能性を発揮できる人材の育成が必要です。

■グローバル化の急速な進展を受け、外国語によるコミュニケーション能力の向上がこれまで以上に必要とされています。

■学校図書館の活用を図り、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが必要とされています。

■少子化に伴うスポーツ教室参加者やスポーツ少年団員の確保及び次世代を担う若い指導者やスポーツボランティアの確保が課題です。

■子どもに対して悪影響を及ぼす有害環境への対策については、学校と家庭、地域社会が一体となって教育的な働きかけを進めていく必要があります。

4. 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組みの推進

■虐待の予防、早期発見・早期対応を図るため、志摩市子ども家庭支援ネットワークなど関係機関が連携し、児童虐待防止対策を図ることが必要です。

■子どもの貧困を防ぐため、特にひとり親家庭等に対して相談窓口の周知及び支援が必要な家庭の把握についての体制を強化するなど、支援体制の充実が必要です。

■障がい児施策については、教育や療育に特別なニーズのある子どもを適切に支援するための体制が求められており、それぞれの個に応じた支援をしていくため、核となる人材の育成だけでなく、幅広い人材育成が課題です。

■途切れのない支援を推進していくため、「障がい児支援会議」において市独自のパーソナルカルテの作成や伊勢志摩定住自立圏による「児童発達支援センター」での取組み・支援内容について協議を進めていきます。

5. 子育てを支援する生活環境の整備

■自然との親しみや地域住民とのふれあいが持てる遊び場として、また、災害時の避難生活の場として地域の公園は重要ですが、公園施設の更新についての予算確保が課題となっています。

■施設の安全確保を図るため、老朽化した施設の改修や児童数減少による施設の統廃合が必要です。

■子どもたちの交通安全を確保するため、交通安全施設の点検・整備を進めるほか、関係機関と連携し、交通安全の啓発活動を進めることが必要です。

■子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりのためには、家庭、地域、学校、関係団体が連携することが大切ですが、地域安全会委員の後継者不足が課題となっています。

6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

■仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる企業づくりの啓発が必要です。

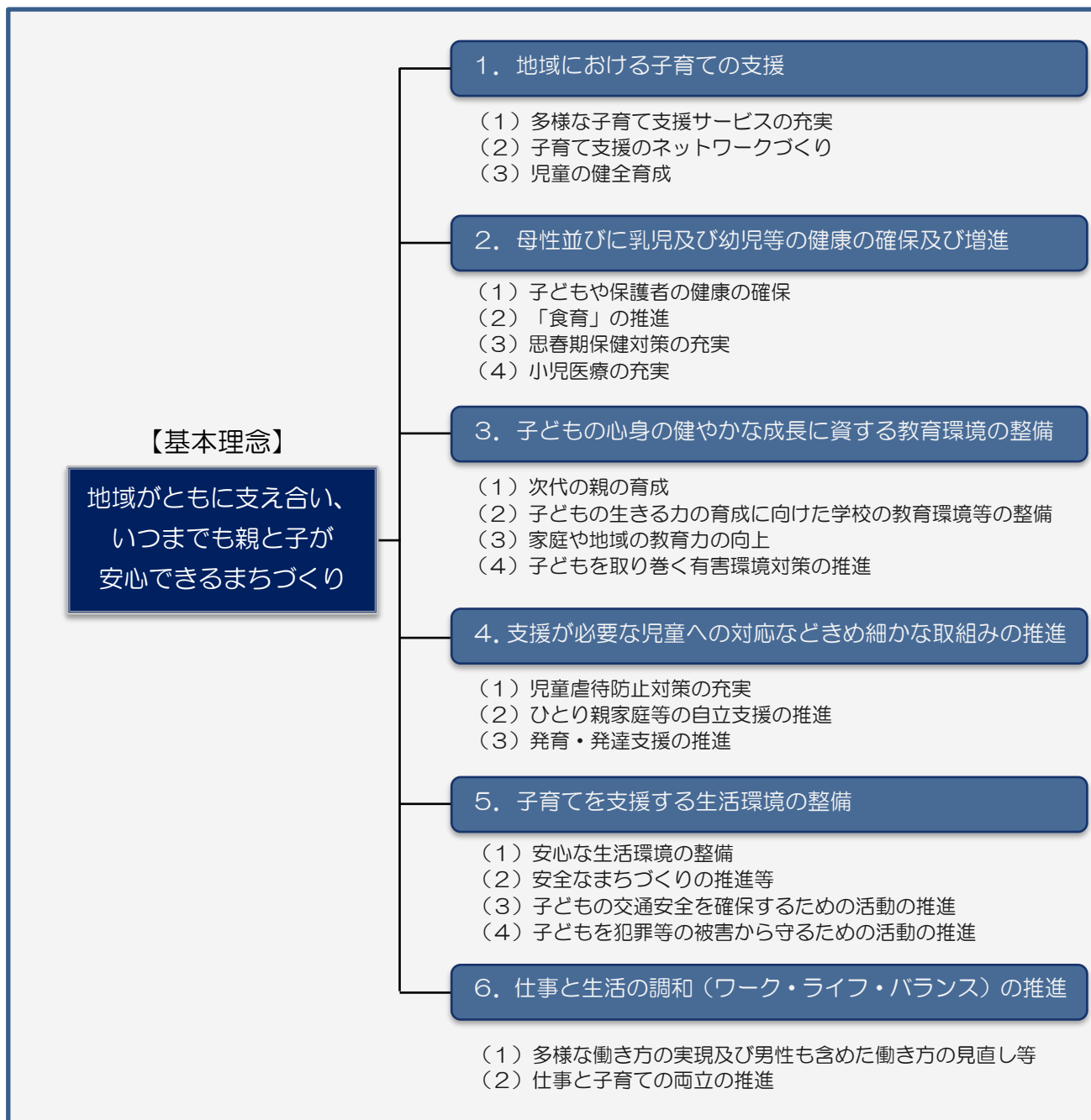
■男女の性別関係なく能力を発揮するための均等な機会が与えられ、男女の性別関係なく評価及び待遇について差別されない労働環境の構築が必要です。

■男女共同参画の意識啓発を図るため、市内小学生及び中学生を対象とした男女共同参画学習会を実施していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画の目標と施策

【施策体系図】

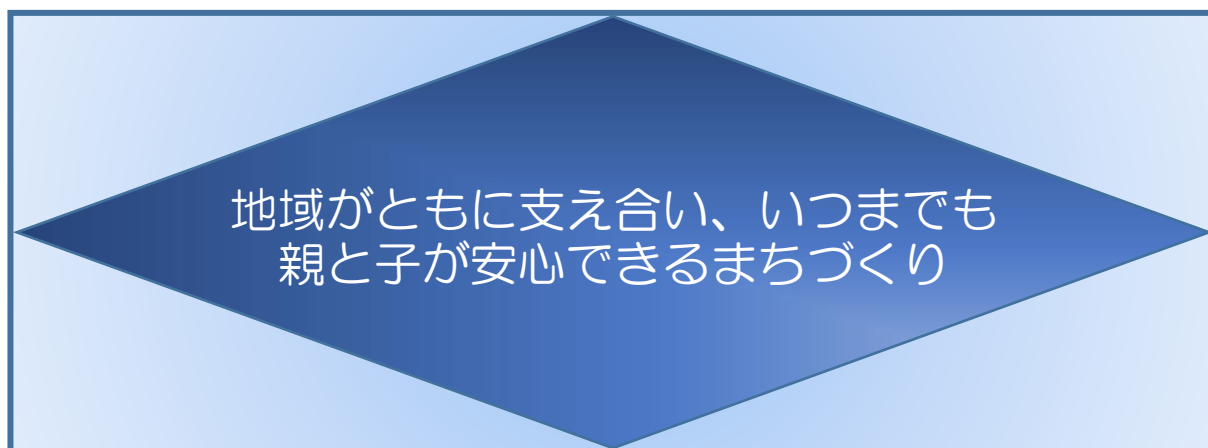


2 基本理念

本市では、子どもの人口が減少傾向にあることから、教育・保育のサービスの「量」は確保できる見込みですが、これからは子ども一人ひとりの状況に応じるなど、サービスの「質」の向上が求められており、また、女性の就業率の向上に伴い、延長保育事業や一時預かりなど、様々なニーズに応じた支援も求められています。

このような状況の中、全ての子ども・子育て家庭に良質な育成環境を保障するためには、保健・福祉・医療・教育など様々な分野の関係機関やNPO団体など地域組織が連携して子育てを支援することが大切であり、地域が一体となって、いつまでも安全・安心に子育てができる環境を実現するため、基本理念を次のように設定します。

【基本理念】



3 基本目標と分野別施策の展開

基本理念に基づいた、第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画の基本目標と主要施策を示します。

■目標1 地域における子育ての支援

施策1 多様な子育て支援サービスの充実

●子育てにおける経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化に併せ市内の幼稚園及び保育所(園)に通う3歳児から5歳児の給食費を全て無償化します。また、0歳児から2歳児及び学校給食費の無償化を検討します。

●幼保一体化施設内の幼稚園における保育所の体制にあわせた預かり保育は継続実施するとともに、従来のままの時間帯で預かり保育を行う単独幼稚園についても同じ内容で預かり保育を実施できるように体制整備を図ります。

●子育て支援センター、放課後児童クラブについては、引き続き運営を行うとともに、放課後児童クラブの待機児童の解消に努めていきます。

●利用者の生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスの推進体制を整備し、事業の継続と支援を行うとともに、さらなるサービスの質の向上に向けて、市職員及び保育従事者への各種研修の参加及び実施に努めていきます。

施策2 子育て支援のネットワークづくり

●子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりや、地域の連帯感を高めるため、引き続き子育て支援センターにおいて利用者や子育て支援グループのネットワークづくりに努めます。

●ファミリー・サポート・センターの会員数増加に向けて、事業をさらに充実させるとともに、会員の資質向上を図るための研修の充実にも努めます。

施策3 児童の健全育成

●地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりの推進や、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取組みを行います。

●放課後児童クラブの増設の検討とともに、開所時間の拡大について検討していきます。また、幼稚園の預かり保育の拡充等も検討し、保護者との連携により把握したニーズに沿って各種活動の支援の充実を図ります。

■目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策1 子どもや保護者の健康の確保

●母子保健事業の充実を図るため、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置し、安心して出産、育児ができるよう妊娠期から子育て期まで、途切れのない支援を行います。保護者が相談先を理解し、相談したいときに相談できる体制を整備していくとともに、より効果的な相談支援を行うため、産婦人科等、関係医療機関とも連携していきます。

●育児不安の軽減を図るため、妊婦アンケートや赤ちゃん訪問時のアンケートを実施し、保護者の育児不安の状況を把握します。

●保護者が安心して子育てをできるよう、家庭訪問や健康相談を行うとともに、保健師の研修会への参加等により、支援技術の向上に努めます。

●予防接種に関しては、かかりつけ医を持ち、かかりつけ医と相談しながら進めていくこと、感染症予防及び拡大防止のために予防接種は大切であることを周知し、予防接種の接種率向上に努めます。

●不妊治療への助成や里帰り時などの妊婦一般健康診査県外受診助成制度等、各種助成制度を実施し、母性の健康が確保されるよう母子保健事業の充実に努めます。

施策2 食育の推進

●正しい食生活は、子どもたちの心身の健やかな発達に不可欠です。乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図っていく必要があります。教育、保健、福祉等の各分野が連携し、子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

●幼児健康診査や乳幼児健康相談において、栄養士による栄養相談を実施するほか、離乳食教室、食育講師派遣事業に取り組んでいきます。

●母子健康手帳交付の際にリーフレット及びパンフレットを配付し、妊産婦を対象とする栄養指導について周知を図ります。

●給食センターでは地場産物などを給食に取り入れ、教材として活用できるよう、情報発信していきます。また、「志摩のふるさと給食」など給食を活用して子どもたちと保護者や地域の方がふれあう機会をつくり、地域ぐるみの子どもたちへの食育の推進を図ります。

●食物アレルギーへの対策としては、食物アレルギーを持つ子どもに応じた給食が提供できるよう、個別に聞き取り調査を行っています。また、給食センターでは除去食をつくるにあたって、調理の場所・職員を通常食とは別に設けて実施していきます。

●アレルギー対応に誤りが生じないよう、全職員がアレルギーに対する認識を深め、安全・安心な給食が提供できるよう努めます。

施策3 思春期保健対策の充実

●心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりに努めるため、スクールカウンセラーと連携をとりながらカウンセリングの実施にも取り組みます。

●保健センター等、関係機関との連携を継続し、各機関が相談しながら心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりに努めます。また、生徒指導や教育相談等について、教職員一人ひとりの資質向上に取り組みます。

●思春期保健ネットワークを構築し、性感染症予防や喫煙防止教育などに取り組んでいきます。

施策4 小児医療の充実

●小児医療は、安心して子どもを産み育てるための基盤となるものです。小児医療の充実、小児救急医療体制・周産期医療体制の整備については、県や近隣市町、関係機関との連携のもと、安心できる体制づくりに取り組みます。

●市休日夜間応急診療所（内科・小児科）については、医師会等との連携を図り、診療所の運営に努めます。

●休日夜間の診療体制や地域医療の現状について周知し、市民との協働により地域医療を守り支えるまちづくりを推進していきます。

●0歳児から中学生までの入院及び通院にかかる医療費を助成することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備します。（所得制限あり）また、未就学児の窓口負担をなくすことで、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ります。

■目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策1 次代の親の育成

●次代の親となる中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会や、校種を超えた交流の輪の拡大を図ります。

●中学生の職業体験学習を通して、生徒が働くこと、夢を持つことの大切さを理解するとともに、専門的な技術・技能に関する興味・関心を高め、自分の生き方や在り方を考える機会となるよう、施策に取り組んでいきます。また、地域の人材や教育力を積極的に活用した職場体験学習の充実を図ることで、学校・家庭・地域社会が一丸となり、「地域の子どもは地域で育てる」という気運を高めます。

●学校行事や地域の行事を通じた交流だけでなく、授業の公開や子どもの情報交換を積極的に行うなど、保幼小中の連携を図りつつ、各校において異校種間連携を意識したキャリア教育計画の作成を働きかけていきます。

施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

●学校教育では、子どもたちの基礎的な学力の向上も含め、生きる力を育む教育を推進します。市では、各小中学校で志摩市授業研究指定校事業を実施し、子どもたちの学力向上を図るとともに、「生きる力」を育む教育を推進しており、継続して事業を実施していきます。

●何らかの理由で学校へ通えない児童・生徒を支援するため、引き続き適応指導教室を運営し、子どもたちの心のケアを行っていきます。また、学校のことや友だちのこと、子どもの教育のことなど、悩みを抱える児童・生徒や保護者等をサポートするため、総合教育センターの相談員が相談に応じ、カウンセリングの実施や関係機関との連携による支援を行っていきます。

●地域や保護者の願いや思いをくみつつ、幼稚園・保育所の一体化を進めます。

●小中学校におけるタブレット端末等ＩＣＴ機器の整備・維持・管理を計画的に進めるとともに、プログラミング教育の充実を図っていきます。

●学校司書（学校図書館支援員）の拡充等により、学校図書館運営の充実を図ります。

●外国語によるコミュニケーション能力向上を推進するため、引き続きＡＬＴ（外国語指導助手）を配置します。

施策3 家庭や地域の教育力の向上

●家庭や地域の教育力向上のための施策として、総合型地域スポーツクラブを支援することで子どもたちを対象とした各種スポーツ教室の充実を図っていますが、引き続き連携していくとともに幅広いニーズに応えることができるよう、多目的にわたる指導者やスポーツボランティアの確保に努めます。また、地域の方々と交流を深め、郷土の歴史や伝統文化を学べるよう取り組みます。

●本に親しむきっかけを作り、家庭での読書環境の充実を図るため、7か月児を対象としたブックスタート事業に取り組んでいます。家庭での乳幼児期からの絵本の読み聞かせを通し、読書の習慣化を図り、想像力・語彙力・読解力の向上に繋げていきます。

施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

●志摩市青少年補導センターが、早期発見活動の取組みである定期パトロールや、祭りやイベント等の際に合同補導を実施していきます。また、引き続き県による有害環境対策への取組みと連携し、子どもが健やかに成長し、次世代を担う若者が自立して主体的に活躍していくことができるよう、悪影響を及ぼす有害環境への対策を講じていきます。

■目標4 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組みの推進

施策1 児童虐待防止対策の充実

●児童虐待防止への取組みは、志摩市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）により、関係機関が連携し、総合的な支援を行っています。虐待の予防、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を図るため、子ども家庭支援ネットワークによる取組みの強化・充実を推進していきます。

施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

●ひとり親家庭等、自立支援が必要な家庭に対しては、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知及び支援が必要な家庭の把握についての体制を強化します。

●福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、福祉資金の貸付、就労支援等各種施策の活用についての相談に対応し、自立を支援しています。今後についてもさらなる支援制度の周知に努めていきます。

施策3 発育・発達支援の推進

●教育や療育に特別なニーズのある子どもを適切に支援するための体制が求められており、それぞれの個に応じた支援をしていくための人材育成を推進していきます。

●発達支援担当の保育士、保健師、指導主事が児童福祉施設や学校施設に出向き、集団生活の場で子どもの様子を確認したうえで指導計画等を作成し、保護者や担任等と連携して具体的な支援に努めていきます。

●途切れない支援を推進していくため、「障がい児支援会議」において市独自のパーソナルカルテの作成や伊勢志摩定住自立圏による「児童発達支援センター」での取組み・支援内容について協議を進めていきます。

●発達障がいについての正しい知識が広く理解されるよう、講演会・広報等による啓発活動を充実させていきます。

■目標5 子育てを支援する生活環境の整備

施策1 安心な生活環境の整備

●各地域にある公園や広場を、地域の子どもたちが気軽に遊べ、自然との親しみや地域住民とのふれあいが持てる遊び場として活用されるよう促すとともに、子どもが安心してのびのびと遊べる環境づくりに努めます。

●新たな公園の設置の検討だけではなく、各地区にある既存の公園を活用しつつ、老朽化した遊具等の撤去を進めます。利用者のニーズに加え、高齢化への対応や、災害時の避難生活の場としての活用にも留意しながら、必要に応じて再整備を図り、特に利用頻度の高い公園に対する公園施設の更新を検討します。

施策2 安全なまちづくりの推進等

●子育て家庭が安全に生活していけるように、子どもに関係する公共施設全般の安全確保のため、建物の総合的な整備を進めるとともに、老朽化が著しい施設の廃止・統合も進めます。

●子どもだけでなく市民全員にとっても安全・安心なまちづくりのため、市民・事業者と連携しながら、防犯の視点に立った環境整備を推進します。

施策3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

●カーブミラー等の交通安全施設の点検・整備を進めるほか、関係機関に横断歩道、信号機、道路標識等の設置を要望し危険個所の改善に努めます。

●関係機関と連携をとりながら交通安全啓発活動を実施し、正しい交通マナーの普及と身近な交通環境において安全に行動できる能力を養います。さらに、交通事故から子どもを守るため、登校時の街頭指導活動を行います。

施策4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

●子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりのため、家庭、地域、学校、関係団体が連携し、地域の安全を確保する活動を推進します。

●計画的にLED防犯灯の導入を進めるとともに、防犯灯の維持管理経費の節減を図ります。

●犯罪被害にあった子どもやその保護者への支援として、カウンセリング機関の紹介や情報提供等、相談支援体制の強化を図ります。

■目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策1 多様な働き方の実現及び男性も含めた働き方の見直し等

●男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進施策として、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる等、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。

●働きやすい環境を阻害する慣行等を解消するため、労働者・事業主・市民の意識改革を推進するための啓発・情報提供を進める必要があり、市では、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目的とした、三重県「みえの働き方改革推進企業」認証制度に応募していただくよう企業に啓発を行います。

施策2 仕事と子育ての両立の推進

●男女共同参画社会の構築を推進するため、男性向けのセミナーや家事に関するイベント等を実施し、学校教育・生涯学習については、小・中学生を対象に実施します。

●雇用の場における男女共同参画の推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度等の普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援策を講じます。

4 子ども・子育て支援の意義

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

■乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を支援します。

■子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

■妊娠、出産期を含め、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

■社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

第4章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	市内全域	本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
①延長保育事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
②子育て短期支援事業		
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
④地域子育て支援拠点事業		
⑤一時預かり事業		
⑥病児・病後児保育事業		
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧利用者支援事業		
⑨妊婦健康診査		
⑩乳児家庭全戸訪問事業		
⑪養育支援訪問事業		

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援サービスの見込み量について、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、市に居住する子どもの「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育提供区域に、「教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設）、企業主導型保育施設等による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

①教育・保育施設及び事業

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

②需要量と確保の方策

令和2年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込み量合計（必要利用定員総数）①		319人	61人	411人	17人	307人
確保 方策 （ 提 供 量 ）	特定教育・保育施設	398人	61人	415人	54人	339人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型保育施設（地域枠）	3人	3人	3人	3人	3人
	合計②	401人	64人	418人	57人	342人
過不足	②－①＝	82人	3人	7人	40人	35人

令和3年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込み量合計（必要利用定員総数）①		317人	61人	409人	16人	299人
確保 方策 （ 提 供 量 ）	特定教育・保育施設	396人	61人	413人	54人	337人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型保育施設（地域枠）	3人	3人	3人	3人	3人
	合計②	399人	64人	416人	57人	340人
過不足	②－①＝	82人	3人	7人	41人	41人

令和4年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込み量合計（必要利用定員総数）①		315人	60人	407人	16人	290人
確保方策 （提供量）	特定教育・保育施設	394人	60人	411人	54人	335人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型保育施設（地域枠）	3人	3人	3人	3人	3人
	合計②	397人	63人	414人	57人	338人
過不足	②－①＝	82人	3人	7人	41人	48人

令和5年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込み量合計（必要利用定員総数）①		313人	60人	405人	15人	282人
確保方策 （提供量）	特定教育・保育施設	392人	60人	409人	54人	333人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型保育施設（地域枠）	3人	3人	3人	3人	3人
	合計②	395人	63人	412人	57人	336人
過不足	②－①＝	82人	3人	7人	42人	54人

令和6年度		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
見込み量合計（必要利用定員総数）①		311人	59人	403人	15人	275人
確保 方策 （ 提供 量）	特定教育・保育施設	390人	59人	407人	54人	331人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型保育施設（地域枠）	3人	3人	3人	3人	3人
	合計②	393人	62人	410人	57人	334人
過不足	②－①＝	82人	3人	7人	42人	59人

③計画期間における保育利用率の目標値

人口	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	214	207	197	191	183
1歳	211	220	213	202	196
2歳	228	214	222	215	204
合計	653	641	632	608	583
確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	57	57	57	57	57
1～2歳	342	340	338	336	334
合計	399	397	395	393	391
保育利用率	61.1%	61.9%	62.5%	64.6%	67.1%

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

①延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

（人/年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	8	7	7	6	6
②確保方策	60	55	50	46	42
②－①＝	52	48	43	40	36

②子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力等により緊急に一時避難する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

（人日/年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
②－①＝	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

また、放課後児童健全育成事業を推進するだけでなく、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う、放課後子ども教室の計画的な整備等を進める、「新・放課後子ども総合プラン」の推進に努めます。

（人/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	37	38	39	39	40
2年生	46	46	47	48	49
3年生	49	50	51	52	53
4年生	45	46	47	48	49
5年生	51	52	53	54	55
6年生	52	53	54	55	56
①量の見込み	280	285	291	296	302
②確保方策	378	378	378	378	378
②－①＝	98	93	87	82	76

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業等が該当します。

（人回/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	987	957	928	899	872
②確保方策	987	957	928	899	872
②－①＝	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を、幼稚園または認定こども園で一時的に預かる事業です。

（人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	37,196	36,801	36,410	36,022	35,640
2号認定	9,208	9,021	8,837	8,658	8,482
①量の見込み	46,404	45,822	45,247	44,680	44,122
②確保方策	71,980	71,980	71,980	71,980	71,980
②－①＝	25,576	26,158	26,733	27,300	27,858

一時預かり事業（幼稚園型以外）

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業です。

（人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	392	388	384	380	377
②確保方策	730	730	730	730	730
②－①＝	338	342	346	350	353

⑥病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

（人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	309	294	280	267	255
②確保方策	500	500	500	500	500
②－①＝	191	206	220	233	245

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22	21	20	19	19
②確保方策	23	23	23	23	23
②－①＝	1	2	3	4	4

⑧利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業です。本市では現在事業を行っておりませんが、今後、利用ニーズがある場合、事業の実施を検討します。

⑨妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（人/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	241	235	228	222	216
②確保方策	241	235	228	222	216
②－①＝	0	0	0	0	0

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(延べ件数/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	234	231	228	225	223
②確保方策	234	231	228	225	223
②－①＝	0	0	0	0	0

⑪養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	27	27	27	27	27
②確保方策	27	27	27	27	27
②－①＝	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部または一部を、所得に応じて助成します。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない私立幼稚園の利用者のために、副食費に係る費用の一部を助成します。

今後、事業を実施できるよう体制づくりに努めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

今後、事業を実施できるよう体制づくりに努めます。

第5章 計画の推進にあたって

1 新・放課後子ども総合プラン行動計画

■新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

■放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況

本市の小学校は、令和元年度においては7校となっています。そのうち学童保育（放課後児童クラブ）を実施しているのは7校、放課後子ども教室を実施している学校は1校となっています。

○放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量

学童保育（放課後児童クラブ）の目標事業量は、令和6年度までに、待機児童の解消を目指します。

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

令和6年度までに、1か所整備することを目指します。

○放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画

希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進していきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが定期的な打合わせの場を設けます。

○小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域・学校にとって重要な課題であることから、学校施設の活用等について検討していきます。

○教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

現在は、「こども家庭課」が学童保育、「教育委員会 生涯学習スポーツ課」が志摩市青少年育成市民会議と連携した、子どもたちの居場所づくり事業を行っており、今後とも十分に連携を図っていくものとします。

○地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み等

令和6年度までに、開所時間延長支援事業を全ての放課後児童クラブで実施することを目指します。

2 教育・保育施設の一体的提供の推進

本市では、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう努めます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園への移行検討をはじめとして、幼稚園、保育所等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

3 教育・保育の質の向上へ向けた取組み

教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育所間の人事交流や職員配置基準の見直しを行うとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。

また、保育所、幼稚園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて、関係者の相互理解や異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。

4 子ども環境を取り巻く国際化への対応

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からはじまった幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市では、公正かつ適正な支給の確保とともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。

6 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組み

平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されました。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を実現していかなければなりません。

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しの推進による子育ての両立を支援するとともに、市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、保護者がひとりで悩みを抱え込むことがないよう、地域における子育て活動を積極的に支援するなど、子育てと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

また、働いている全ての人が、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう促すために、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

市では、雇用の場における男女共同参画の推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度等の普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援を推進していきます。

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

■庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取組みを積極的に進めるとともに、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めます。

■地域における取組みや活動との連携

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育等、様々な分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、自治会やNPO団体等の地域組織、関係機関と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握して子育て支援に努めます。

2 計画の点検・評価・改善

■市民意見の反映

市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが大切です。そのため、本計画の周知に努め、パブリックコメントなどを実施することにより、市民意見を把握し、計画に反映していきます。

■志摩市子ども・子育て会議の運営

市民目線を生かした計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、志摩市子ども・子育て会議で協議しながら、事業の評価・見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

資料編

志摩市子ども・子育て会議条例

平成17年1月20日条例第4号

改正 平成20年6月30日条例第21号

平成25年9月27日条例第56号

平成27年3月30日条例第11号

平成28年3月29日条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項の規定に基づき、志摩市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) 市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の諮問に応じ、専門的事項について審議し、意見を具申する。

3 専門部会に属する委員は、会長の指名に基づき、市長が委嘱し、又は任命する。

4 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に所属する委員の互選により定める。

5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「専門部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第21号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成20年規則第47号で平成20年9月16日から施行）

附 則（平成25年9月27日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に志摩市次世代育成支援対策地域協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の志摩市子ども・子育て会議条例（以下この項において「会議条例」という。）第3条第2項の規定により志摩市子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、会議条例第4条の規定にかかわらず、その者の志摩市次世代育成支援対策地域協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成28年3月29日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

令和元年度志摩市子ども・子育て会議委員

区 分		氏 名	所 属 等
関 係 機 関 代 表	学識経験者	須 永 進	三重大学教育学部特任教授
	医療機関	ハンスリー 範江	志摩医師会代表
	子育て支援センター	星 野 智 栄	磯部子育て支援センター 所長
	保育所（公立）	濱 口 智 子	大王保育所 所長
	保育所（私立）	伊 坂 美 和 子	えがお志摩保育園 園長
	幼稚園（公立）	山 本 千 夏	志摩幼稚園 園長
	幼稚園（私立）	古 林 敦 子	しまの杜神明幼稚園 園長
	小学校	前 田 信 義	志摩市小学校長会 大王小学校長
	保育所等保護者	中 村 瑛 里	大王保育所保護者代表
	幼稚園保護者	井 上 知 晋	志摩市PTA連合会代表
	小学校保護者	月 本 綾 野	志摩市PTA連合会代表
	民生委員・児童委員	山 川 和 子	志摩市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	青少年育成市民会議	二 村 珠 子	志摩市青少年育成市民会議
	子育てサークル	前 田 秋 子	のぞみ会代表
	子育てボランティア	中 村 美 晴	しま子育て応援団
	自治会	阪 本 正	志摩市自治会連合会
	志摩市社会福祉協議会	中 川 明	志摩市社会福祉協議会 放課後児童クラブ主任支援員
	人材センター	山 本 千 恵	志摩市シルバー人材センター

【事務局】 志摩市健康福祉部こども家庭課 TEL:44-0282 FAX:44-5260



地域がともに支え合い、いつまでも 親と子が安心できるまちづくり

～第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画～

発 行 志摩市

編 集 志摩市健康福祉部こども家庭課

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL : 0599-44-0282 FAX : 0599-44-5260
